

<平成24年度修士論文（静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科）>

浜松における音楽を通じた多文化共生教育のあり方

- 外国人支援教育を越えて -

Multicultural education through music

- Enriching foreign educational support in Hamamatsu, Japan -

鈴木 恵梨香 Erika SUZUKI

(論文指導：静岡文化芸術大学教授 池上重弘)

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 論文要旨 | 1 |
| 序章 はじめに | 2 |
| 第1章 日本における多文化共生推進の取り組み | 3 |
| 第2章 音楽を通じた多文化共生教育 | 7 |
| 第3章 浜松市における多文化音楽教育の現状調査 | 12 |
| 第4章 浜松における多文化音楽教育の展開方法 | 17 |
| 終章 おわりに | 20 |
| 謝辞 | 21 |
| 注 | 22 |
| 引用文献 | 23 |
| 資料 | 26 |

論文要旨

本研究は浜松における多文化音楽教育の実践方法を導き出したものである。まず日本全体および浜松における多文化共生施策、特に学校教育における課題を整理した。傾向として主に外国人支援を中心とした施策を展開していることがわかった。浜松市教育委員会でも国際理解教育として外国人児童生徒教育に焦点を当てていることがインタビュー調査により明らかになった。近年、浜松では外国人市民と日本人市民による新たな文化の創造を施策に掲げている。そこで浜松の地域のリソースを生かす方法として、音楽を通じた多文化共生教育の実践方法を考察した。米国と日本における多文化音楽教育の実践の成功要因を考察したところ、地域の国際交流団体、音楽団体と学校との連携が重要であることがわかった。そのため浜松においてブラジル音楽のワークショップを担う団体とその参加者、国際交流協会、児童合唱団、学校関係者に対し、活動の現状や意識について調査した。その結果浜松では「ブラジル」に関連する組織や団体と、浜松の文化芸術を担う団体との「横」のつながりが希薄であることが明らかになった。また学校では外国人児童生徒支援に時間が割かれているため教員が中心になって多文化音楽教育を計画・実践することは難しいことがわかった。そこで日本人市民と外国人市民が文化活動により交流する方法の参考として、米国やドイツ、岐阜県可児市の例、2012年に制定された「劇場法」にも触れた。浜松においては、音楽ホールを持つ文化施設に多文化共生に関わる専門的人材を配置して地域の外国音楽団体がワークショップを実施し、学校やその他の文化芸術団体に働きかけると実現可能性が高いと考えられる。

キーワード：浜松 多文化音楽教育 ブラジル 日本人児童生徒 劇場法

ABSTRACT

This research draws on the practical methods of multicultural music education in Hamamatsu. Measures centering on foreigner support mainly have been developed with a tendency toward multicultural symbiosis measures throughout Japan, and in Hamamatsu. In recent years, in Hamamatsu, creation of a new culture by non-Japanese citizens and Japanese citizens was specified in these measures. Therefore, more practical methods of multicultural symbiosis education that efficiently employ the resources of the area in Hamamatsu and use music as a leading component have been considered. Furthermore, organizations that hold Brazilian music workshops and their participants, HICE, youth choirs, and school officials have been researched and examined. As a result, it became clear that there were almost no relations between the organizations relevant to Brazilians, and cultural and art organizations in Hamamatsu. The feasibility of this educational model was proven to be high when people with special knowledge and skills in connection with multicultural symbiosis are stationed in music halls, and when foreign music organizations in the area carried out workshops in Hamamatsu. It can be surmised that this method has been proven to be practical when music halls, schools, and other cultural and artistic groups cooperated.

Key words : Hamamatsu, multicultural music education, Brazilians, music halls, schools

序章 はじめに

1990年6月の入管法改正により、出稼ぎとして来日する日系南米人が急増して20年以上が経過した。日本全国において多文化社会に対応するための施策が数多く存在しており、多文化共生に対する意識の向上が求められている。

2012年10月1日現在、浜松市の外国人登録者数は24,151人であり、なかでもブラジル国籍の登録者数は11,670人¹と、ブラジル人市民が多く住む都市として知られている。浜松市はこれまでに、外国人の受け入れ環境の整備として、ブラジル人市民、特に児童・生徒に対して日本語教育や学習支援、適応指導などを行ってきた。日本人市民に対しては、日本語指導者養成や国際理解教育ファシリテーター育成などの多文化共生人材の育成を行ってきた。2008年頃から急激に悪化した経済状況によって失業しブラジルに帰国した者も多いが、それでもなお定住化している状況に変わりはない。また、2001年に策定された国際化の指針である「浜松市世界都市化ビジョン」²によると、浜松市では「外国人市民が多数居住するという特性を生かし、スポーツや音楽などの分野で浜松らしい新たな文化の創造」を目指している。2012年度策定予定の『浜松市多文化共生都市ビジョン』の素案にも、「日本人・外国人による文化の創造と発信」という表記がされるなど、今後の浜松の多文化共生施策は、文化芸術面にも目を向けていくと考えられる。

元々浜松市は楽器産業が有名である。1981年からは「音楽のまちづくり」を掲げ³、音響の優れた大小の音楽ホールなどを備えた「アクトシティ浜松」や全国初の公立楽器博物館「浜松市楽器博物館」などの文化施設の設置、国際ピアノコンクールの開催、音楽人材の育成や学校への指導者派遣事業を行う「浜松市アクトシティ音楽院」の創設など、多くの施策を実施してきた。近年では、浜松市民や近隣の市民、民間企業が中心となって実行委員会を設置して大々的な音楽イベントを企画運営することも多い。特に2012年度には「はままつ音楽の秋6weeks」として、実行委員会形式の「第6回やらまいかミュージックフェスティバル in はままつ」(10月13日・14日)⁴、官民一体型の「第21回ハママツ・ジャズ・ウィーク」(10月27日～11月4日)⁵、行政主導型の「第8回浜松国際ピアノコンクール」(11月10日～11月24

日)⁶に、「静岡文化芸術大学室内楽演奏会2012」が「バンバン!ケンバン♪はままつ」(10月20日・21日)⁷を加えて連絡協議会を設立し、4つの音楽事業を共同開催した。このように浜松市は行政だけではなく市民や民間企業・団体の動きによる音楽イベントが多くなってきている。また、最近では「ユネスコ創造都市ネットワーク(音楽分野)」加盟に向けて「音楽の都・浜松」⁸をアピールしている。

一方、同じ「文化芸術」の中でも「ブラジル」関連のイベントはどうだろうか。浜松ではこれまでにブラジル映画祭やブラジル音楽を紹介するワークショップなどを開催している。しかし参加者はブラジル人のほかごく一部の日本人市民のみであり、「多文化共生」が広く認知されているとは言い難い。外国人への支援は重点的に行っているが、マジョリティに対する多文化共生の資質向上につながる学びの機会の提供は行われているとは言いがたい状況である。

そこで「音楽の都」と「多文化共生都市」を目指している浜松市のアドバンテージや地域のリソースを活かし、外国人支援だけではなく、マジョリティである日本人市民の多文化共生の意識向上をも目的とした音楽による多文化共生教育の仕組みをつくるためにはどうしたらよいかを考察する。そのために地域において、どのような団体がどのような連携をしたらよいかについての方策を導き出すことを目的とする。

まず音楽を通じた多文化教育である多文化音楽教育に関する先行研究を述べる。この部分については第2章で言及するため、紹介にとどめておく。まず、多文化音楽教育は、多民族国家である米国で主に研究が進んでいる。米国の多文化音楽教育の成立や展開、実践に関する歴史的な面での研究は[磯田 2010; 川村 2009a,2009b,2010a,2010b]などが挙げられる。日本の多文化音楽教育については、学校教育における多文化音楽教育に対する教員の認識[土井 2005]や学習の実践方法・事例の研究[奥 1995,1997, 高久・宮本 2009]などがある。

ここでは音楽の中でも「合唱」に着目する。広辞苑によると合唱とは、「多くの人が声をそろえて歌うこと」である。合唱は人間の集団形成と分かちがたく存在しているものと考えられており⁹、日本の学校教育において音

楽の授業に限らず式典等で用いられる最もポピュラーな音楽の形態である。合唱は身体が楽器であるため特別な技術も不要であり、経済的状况に関わりなく誰でも簡単にできる表現方法であること、仲間と声を合わせることで充実感・連帯感・協調性が育まれること、そして歌詞という「言語」の要素があることが着目した理由である。合唱と日本語の関わりとしては、ペルー人学校における音楽的な活動を通じた日本語指導に関する考察[鈴木・結城・勝部 2009]や、音楽教育や合唱における言語活動に関する研究[高橋 2010; 2011]が存在する。特に浜松市の学校教育現場では日本語に問題を抱える児童生徒が多いため、歌うことを通じて日本語を楽しく覚え、逆に日本人児童生徒が外国語（特にブラジルポルトガル語）に触れる機会として、合唱が有効ではないか。

本論文の研究の流れとしては、第1章で国や地方自治体、浜松市における多文化共生に関わる施策、特に教育面の問題点を整理する。第2章では米国や日本における「音楽」に着目した多文化音楽教育の実践事例から成功ポイントを考察する。第3章では、浜松市において、国際関係機関・音楽団体、市民、学校関係者にインタビュー調査やアンケート調査により現状を把握する。そして第4章では第3章の現状調査結果から、どうすれば浜松市で音楽を通じた多文化共生教育が実現可能かという提言につなげていくこととする。

第1章 日本における多文化共生推進の取り組み

第1節 多文化共生施策の特徴

第1項 国の施策の特徴

現在日本では、終戦前から在留している朝鮮半島出身者およびその子孫やインドシナ難民、さらに1990年の入管法改正を機に日系南米人が多数来日した結果、外国人住民の永住・定住化が進み、それに伴い生活上様々な問題が生じている。これに対し総務省は、地方自治体の取り組みを積極的に支援すると同時に、「外国人労働者の労働環境や、外国人児童生徒教育、外国人登録制度等、国の各制度の見直しが不可欠である」として、「多文化共生推進プログラム」を検討した[総務省 2006:2]。

ここでいう推進プログラムの主な検討対象は、外国人住民および外国にルーツを持つ日本国籍取得者にかかわる課題であり、内容は、情報の多言語化や日本語学習の

支援といった「コミュニケーション支援」や「生活支援」などである[総務省 2006:6-10]。そしてこれらの外国人支援の取組を実施するために、地域における「多文化共生の推進体制」の整備についても検討するよう求めたが、その中には、「日本人住民側の多文化共生に関する意識啓発」の重要性も含んでいる[総務省 2006:34]。このように日本の多文化共生施策の特徴は、検討の主体が外国人住民であり、外国人住民への支援（直接的支援）と、それに取組む際に必要な地域社会の意識や体制を整えること（間接的支援）が目的であることがわかる。

第2項 地方自治体の施策の特徴

ここでは地域社会、具体的にはニューカマー比率が高い地方自治体の施策の特徴を概観し、我が国全体の多文化共生施策の傾向をみていく。

1990年代に入ると「内なる国際化」施策に取り組み始める地方自治体が現れ、1990年代末から2000年代の前半にかけて外国人住民施策に関する基本指針や基本計画がつくられるようになった[総務省 2006:4]。特に南米系ニューカマーが多く住む岐阜県、愛知県、滋賀県、群馬県の施策の共通の特徴として、コミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりの3本柱で体系化されており、これは総務省の「多文化共生推進プログラム」を踏襲している。具体的には日本語学習や外国人児童生徒の教育支援、情報の多言語化などの直接的な外国人支援と、多文化ソーシャルワーカーや日本語ボランティア養成などの間接的な外国人支援を主に行っている。地方自治体の施策の特徴は、「単なる外国人支援を超えた新しい地域社会のあり方」[滋賀県 2010:7]という表現からも分かるように、外国人支援だけではなく、日本人住民への多文化共生への意識づくりや啓発イベントの実施を施策に位置付けていることがわかる。とはいえ、具体的な取り組みの内容は外国人児童生徒への教育支援や日本語支援、多言語による情報提供などであり、日本人住民に対しては体系的かつ具体的な取り組みはまだ少ない状況がうかがえる。

以上、国と地方自治体の施策も共に、施策の中心は「外国人支援」であり、最近では多文化共生の地域づくりにも目を向けつつあるという傾向が分かる。

次項では、本論文の調査対象である浜松市の多文化共

生施策の取組内容の動きを概観し、今後の浜松市が何を目標としているかを述べていく。

第3項 浜松市における多文化共生施策

浜松市は1990年以降、特に日系ブラジル人が定住化している都市として知られている。それに伴って生じた課題に対し、これまで浜松市では、市役所、区役所内での通訳の配置、ウェルカムパック¹⁰の外国人登録窓口での配布、外国人のための多言語による生活相談、日本語教室、子どものための日本語教室・母語教室、小中学校への外国人支援員の配置などに取り組んできた[浜松国際交流協会2009:5]。

ここでは、浜松市で行われてきている多文化共生施策の目標や取組みを概観する。まず浜松市は、2001年に国際化の指針である「浜松市世界都市化ビジョン(以下、旧ビジョン)」を策定し、「共生」、「交流・協力」、「連携」、「発信」の4つの分野で取組みを推進してきた。旧ビジョンの策定後、国際社会のめまぐるしい変化や浜松市を取り巻く環境が変化したことに対応するため、2008年に「新・浜松市世界都市化ビジョン」を策定し、体系を「共生」、「交流・協力」、「発信」の3つの分野に整理して総合的かつ一体的な取組みを目指した。直近の動きとしては、『(仮称)浜松市多文化共生都市ビジョン』が2012年度に策定予定である。この素案によると「日本人・外国人による文化の創造と発信」や「外国人市民の文化・芸術活動の機会拡大」など、外国人市民の文化芸術活動を視野に入れた動きも見られるようになっている。このことは、外国人市民への日本語学習や生活支援だけにとどまらない、新たな施策の動きであり、注目すべき点である。これは、序章で前述したユネスコ創造都市ネットワークに加盟申請中であることを意識していると考えられる。

次に、浜松市の外郭団体である公益財団法人浜松国際交流協会(以下、HICE)とNPOの取組を概観する。

HICEは浜松市多文化共生センターと浜松市外国人学習支援センターを運営しており、自主事業として、在住外国人支援、国際理解・交流の推進、国際ボランティア・市民活動支援、情報提供、国際理解教育講座など、その活動内容は多岐にわたる。HICEは、外国人への直接的な支援や市民への教育を行っている、浜松の多文化共生

施策の中心的機関である。

また、NPOの取組みとしては、日本語教育ボランティア協会(ジャボラNPO)は、外国人市民への日本語教育ボランティアの他に、日本人へのボランティア育成及び共生推進活動を行っている。具体的には、公民館活動や学校事業などにも積極的に関わっている。次に浜松日本語・日本文化研究会(にほんごNPO)は、日本文化・外国文化の研究を通して、日本人と外国人との相互理解の上に立った多文化共生の推進のための活動を行っている。最後に浜松NPOネットワークセンター(N-Pocket)は、外国籍の子どもと親のための教育支援、進学ガイダンス、在住外国人の社会参加支援などを行っている。またそれだけではなく、ミューラル(壁画)プロジェクトや路上演劇祭の開催など、アートによる社会参加促進も行い、日本人と外国人が交流する場を設け、きっかけ作りとして大きな意味を持つ活動をしている。このようにHICEやNPOは、外国人への日本語学習支援を中心事業に据えながら、多文化共生の地域づくりを行うための事業に取り組んでいる。

次の節では、様々な施策の中でも「教育」に焦点を当て、日本における多文化教育の現状や課題を提示する。

第2節 日本における多文化教育の現状

第1項 多文化教育とは

現在、在住外国人の増加にともなって外国人の子どもが増えており、教育現場では様々な課題が生じている[総務省2006:4]。ここでは様々な施策の中でも、「近代社会の基底をなす社会制度」[加野1999:302]である教育に焦点をあてる。特に学校教育は、一度に大人数の児童生徒に教育を受けさせることができ、興味の有無に関係なく広範な内容の体験が学校外の施設等に出向かなくてもできるという利点がある。私たちは一生のなかでかなり長い期間を学校という制度のなかで生活しており、学校は「学校経験やそれへの意味づけの仕方がライフコース全体にとって重要な影響」を持っている[稲垣2003:63]。教育と文化は不可分の関係にあり、文化は教育を通して伝承され、教育は文化を媒介としている[鈴木2011:13]。そこで、本論文ではまず、学校現場における多文化共生をめざす教育に焦点を当てて課題を整理していく。そこで出てきた課題に対し、どうしたら実現できるかについては、

次の章以降で論じる。

まず多文化教育の定義について考えたい。磯田によると「多文化教育とは、国内、あるいは地域で暮らす様々な民族の文化を学習し、共生に導くための教育である。私たちの身近な異文化を対象とするのが多文化教育であり、外国との関係の中で異文化理解を深める国際理解教育とは異なる」[磯田 2010:iii]とされている。また、多文化教育の先進国である米国における多文化教育は、「米国内のエスニックや文化の多様性を理解すること、異なる文化の理解を通して一国内で共生するための知識、態度、スキルを獲得すること、文化的マイノリティに対する差別をなくすことを目的」としている[Banks 2008:1-3]。また、ソニアによると、「多文化教育とはすべての生徒にとって重要である」[ソニア 2009:675]としている。よって本論文でいう多文化教育とは、「すべての児童生徒が地域内の身近な異文化を学習し、地域で共生するための意識や能力を身に付ける、多文化共生の実現にむけた教育」と定義する¹¹。

第2項 日本における多文化教育の課題 - 国際理解教育偏重 -

外国人児童生徒を多く抱える日本は、外国人を日本社会に同化させるのではなく、総合的な学習の時間などを用いて多文化教育の実践を行い、日本人児童にも外国人児童にも双方にメリットのある多文化教育を行うべきである。しかし現状では多文化共生の意識が高い教員がいる学校以外では多文化教育が行われていない。そのためここで、日本における多文化共生の実現に向けた多文化教育の問題点を整理する。

まず1つ目は、多文化共生にむけた教育の取り組みが、マイノリティである在日外国人児童生徒、特に近年はニューカマーの児童生徒のための教育支援の問題として実践研究が盛んに行われてきたことである[森茂 2011:22]。現在、日本の公立小・中学校では、多文化教育はほとんど行われておらず、外国人集住地域で行われている受け入れ施策もほとんどが適応教育という現状である[佐久間 2010:150]。これは、政府の「多文化共生社会の構築を政府として推進する」という方策が、教育においては「外国人」の子どもへの「支援」策として展開されたということである[結城 2011:40]。

2つ目は、マジョリティへの教育が、国内の国際化・多文化化ではなく、国外に目を向けた国際理解教育や英語の学習に偏っているという現状である。日本の多文化教育の実践は、外国人の子どもが在籍するところでの教育保障や、そのこととは切り離された日本人の子どもを前提とした国際理解教育であり、両者を関係づけようとする取り組みはあまりみられない[榎井 2009:331]。また、「小学校における外国語活動」が2009年の新学習指導要領で新設されたが、指導計画の作成が「外国語活動においては英語を取り扱うことを原則とすること」となっており、「外国語活動」は「英語教育」を意味している点である。これに関連して佐久間は、中学校の外国語教育は、学習指導要領上、英語ではなく外国語となっているのを最大限に生かすべきだとし、地域によっては、英語だけではなくポルトガル語を教えてもいいはずであると述べている[佐久間 2010:152]。

以上2つの問題点から、多文化共生にむけての教育の取り組みは、マイノリティの児童生徒のための教育支援と同時に、マジョリティである日本人児童生徒を含むすべての児童生徒に多文化共生にむけての資質をいかに育成するかという視点で考えることが重要である。なぜなら、「マジョリティの意識（価値）変革なしに多文化共生はあり得ないからである」[森茂 2011:22-23]。

第3項 多文化教育実践の阻害要因

では、なぜ多文化教育が展開されないのかについて、その要因を考察していく。

まず1つ目は意識の問題である。現在、全国各地の国際交流協会、自治体、NPOでも外国人児童生徒を対象とした様々な教育支援が展開しているが、「多文化共生」という言葉は「外国人」児童生徒への「支援」が同義的に用いられている[結城 2011:40]。それは、『共生』は『外国人』が日本社会に適応するための『支援』である」という暗黙の前提があるからである[結城 2011:39]。

2つ目に挙げられるのは、学校側の仕組み、教員の資質、地域資源の活用に関する問題である。日本の学校の多文化共生の取り組みは、必ずしも進んでいないのが実情である。特に近年の学力向上という教育改革の流れの中で、こうした課題は背後に退く傾向にある。その要因としては、多文化共生という課題を外国人の子どもの間

題として限定的にとらえていること、多文化に関わる課題を副次的に位置付けているということ、学力向上という圧力、特に高校受験という枠組みである【佐藤 2010:193-196】。また、学校全体の取り組みとして継続的で、包括的な多文化共生教育のカリキュラム開発を行っている学校はあっても、一教師個人が行うことは難しいのが現状である【森茂 2011:33】。多文化共生に関わること以外にも、普段の授業準備や部活動、職員会議、研修、生徒指導など、教員には時間的余裕が無く、多文化共生のことだけをやるわけにはいかないのである。

地域の国際教育に関わる資源の活用が進んでいない理由は、地域と学校との間の情報の共有や連携のための体制づくりが不十分、連携しようとする組織等の実態や実績について分からない、授業の事前準備や児童生徒に対する事前・事後の学習などしっかりした授業計画が必要といった問題点がある【夏秋 2008:184】。

3つ目に社会教育側の要因である。公的社会教育においては、多文化・多民族教育は制度的にきちんと公的社会教育のなかで位置付けられなかったが故に、脆弱化していることが要因として挙げられる【金 2011:21】。また、社会教育関係職員は、必ずしも教員または教職関係者(玉井は「学校経験者」という言葉を用いている)ではないため、学校カリキュラムの年間の体系性やその時間数を細部にわたって知っているわけではなく、そのため、地域素材をカリキュラムのなかに組み込む場合にも、各学年の年間の単元や流れを知らなければ、具体的に入れ込むことはできないといった問題が影響している【玉井 2010:14-15】。

上記の3つの問題点から、多文化教育が行われない原因として、日本人児童生徒への多文化共生のための教育を行う時間と方法が確立されていないことが理解できる。

第4項 浜松市の公立学校における取り組み

ここでは浜松市の教育施策や国際理解教育について、取り組み等を挙げながら現状を示す。

浜松市教育委員会では、通級型日本語教室の「はまっこ」、母国語教室の「まつっこ」、派遣型日本語教室「まなぶん」や、就学支援員やサポーターの派遣、外国人支援のための教員加配、不就学対策など、数多くの外国人児童生徒への教育支援を展開している。ここでは外国人

児童生徒支援以外の教育は具体的に何を実施しているかを把握するため、浜松市教育委員会の「国際理解教育推進協議会」担当者の方にインタビュー調査を行った。

浜松市教育委員会が考える国際理解教育推進協議会設置の趣旨は、「国際理解の中でも『外国人児童生徒教育』に焦点」を当てている。ここでは「多文化共生を可能にする教育の推進に努めなければならない」としながらも、実際は国際理解教育として外国人児童生徒の支援教育を中心に行っていることがわかる【浜松市教育委員会 2012b】。また、同協議会の部会は、「日本生活支援部会」と「学習支援部会」の2つから構成されており、外国人児童生徒の生活面や学習面に対し重点的に取り組んでいることがわかる。

次に各学校での取り組みであるが、平成 23 年度「国際理解教育研究実践報告」によると、実践内容としては、外国人保護者会の開催(5校)、外国人保護者への積極的な対応(3校)、外国人保護者によるボランティアティーチャーの募集(1校)、普通学級における国際理解教育(1校)などの取り組みがみられた。さらに、外国人児童への指導(または進路学習)(6校)、外国人保護者への働きかけ、外国人保護者会(1校)、外国人児童が外国の文化を紹介する学習(2校)、総合的な学習の時間で体験学習や調べ学習、国際理解週間で外国人児童を中心とした取り組み(1校)、地域にある外国人学校を見学(1校)、外国人サポーターによる読み聞かせ(1校)、英語科の授業における国際理解教育(1校)などの取り組みがみられた。

この調査により、浜松市教育委員会の考える国際理解教育とは、「外国人児童生徒教育」であるが、最近の傾向としては、外国人児童生徒の「保護者」への働きかけも行っているということがわかった。また、外国人児童生徒だけではなく、日本人児童生徒への教育も行っている学校もあるが、その数は少なく、浜松市においては多文化共生の視点に立った教育はほとんど行われていないという現状である。2009年にはHICEから学校向けに『考えよう！ともに生きる浜松の未来～はままつ多文化共生教材～』が発行され、300部ほどが配布されたとみられるが、それが実際に活用されたかは定かではない。

浜松市では外国人児童生徒の言葉や学校生活への適応が一番の問題であり、その対応に追われているという印

象を受ける。しかし地域の多文化共生実現に向けて、外国人児童生徒への教育や海外のことを学ぶ国際理解教育だけではなく、日本人児童生徒も身近な地域の外国文化に触れ、お互いが文化を学び合い歩み寄る必要がある。しかし現実問題として、外国人児童生徒支援に精一杯であるため、あまり学校に負担にならないような仕掛けを考えるのはどうだろうか。

このような浜松市における現状を踏まえた上で、第2章では、浜松市の多文化共生教育の展開方法として、浜松市のアドバンテージや地域のリソースを活かした、音楽による多文化教育について述べていく。

第2章 音楽を通じた多文化共生教育

第1節 米国における多文化音楽教育の歴史と発展

第1項 多文化音楽教育の定義および目的

第2章では、浜松市における多文化共生教育の展開方法として、浜松市のアドバンテージや地域のリソースを活かした音楽による多文化教育、つまり多文化音楽教育について述べていく。これは、外国人支援教育にとどまらず、外国人児童生徒と日本人児童生徒の両者が、お互いの国の言語や文化を学ぶことができる点、外国人児童生徒が活躍する点、地域の人材を活用し、学校と地域が連携して活動できる点で、第1章で浮かび上がった課題に対処できる教育方法として有効であろう。

近年、日本においても、音楽を通じた多文化教育の実践も行われるようになってきた。そのため、「先駆的に多文化音楽教育を実践している米国がどのような過程を辿って今日に至るのかを明らかにすることは、日本の音楽教育において多文化共生を目的とした実践を行うにあたり、重要な示唆を得ることができ」[川村 2010a:399]、磯田も、アメリカの多文化音楽教育の成立過程を論じることは、近年の日本の教育における大きな課題である外国の人々との共生、階層や女性をめぐる問題に対してどのようにアプローチできるのか、多くの示唆を得ることができる [磯田 2010:4-5]と述べている。そのためこの節では、アメリカ合衆国における多文化音楽教育がどのように発展していったかを述べていくこととする。

まず、多文化音楽教育とは何かについて、米国の多文化音楽教育について述べている日本における先行研究を概観し、本論文における定義および目的を述べる。

多文化音楽教育とは、多文化主義の思想を取り入れた音楽教育であり、共生を志向する音楽教育である[土井 2005:59]。そもそも多文化音楽教育とは、たくさんの音楽を扱う授業を意味するのではなく、多民族国家アメリカで自由民権運動¹²を経て生まれた多文化教育から発展した理念で、マイノリティの人々の文化を、マジョリティの人々が、文化を通して理解し共有する多民族の共生を実現させようという願いが込められた教育理念である[降矢 2007:17]。

多文化音楽教育の目的について磯田は、「様々なエスニックの音楽や文化を相互に理解するとともに、そのことを通してそれらの文化を持つ人々への差別を軽減すること」[磯田 1999:51 ; 2000:21 ; 2002:16]とし、また、「エスニック・マイノリティの子どもたちのアイデンティティの保持と、異なるエスニックと共生できる能力の育成という目的が位置付けられている」[磯田 2001:21]としている。川村は磯田の意見に言及し、多文化音楽教育の目的を「世界の様々な国、地域、および民族の音楽を単に学習するこれまでの音楽教育、すなわち民族音楽の学習や世界の音楽の学習とは性質を異にし、米国内における文化的・民族マイノリティに対する理解を音楽の学習を通して行い、一国内で共生できる力を獲得すること」としている[川村 2009a:47 ; 2009b:603 ; 2010a:400 ; 2010b:562]。さらに土井も磯田の定義に賛成しており、多文化音楽教育を「さまざまな文化的背景をもつ子どもたちの、その文化的背景を尊重し、異なる文化的背景をもつ人々と共生する能力の育成を目指す音楽教育」と定義している[土井 2005:62]。しかしながら、多文化音楽教育はアメリカ国内においても、その目的や内容、方法などは様々に捉えられており、現在でも統一した見解は持たれていない[土井 2005:62]。

そこで本論文における多文化音楽教育は、磯田の「音楽や文化を通して異なるエスニックと共生できる能力の育成」という観点、川村の「世界の音楽の学習だけではなく米国内における文化的・民族的マイノリティに対する理解」という指摘を参考にし、「世界の音楽だけではなく、地域に住む外国にルーツのある人々の音楽を通じて、背景にある文化や地理歴史を学習し、異文化を保存・発信することで、異なる文化的背景をもつ人々と共生する能力の育成を図る過程全体」と定義する。

第2項 多文化音楽教育の発展

ここでは、米国における多文化音楽教育がどのような歴史を経て発展したかを辿る。

まず、1950年代から1960年代にかけての公民権運動の拡大を契機に多文化教育は発展の兆しを見せ、音楽教育界においても多文化音楽教育への関心の高まりがみられた。米国の音楽教育者の団体である Music Educators National Conference (以下、MENC) が出版している *Music Educators Journal* (以下、MEJ) という音楽雑誌では、1960年代後半になると諸外国の音楽に関する記事が目立つようになった[川村 2009a:47]。この頃から MENC は音楽教育におけるアフリカ系アメリカ人の子どもたちの平等と、それらの子どもたちの音楽や文化の尊重を課題として位置付けるようになり、その出発点が、タングルウッド・シンポジウム¹³であった[磯田 2010:16]。これは、学校教育に西洋音楽以外の音楽の導入を促進することが初めて公式に承認されたシンポジウムである[小川 2006:411]。シンポジウムの目的は、「急速な社会的、経済的、文化的変化に直面した当時の米国社会における音楽教育の役割について議論し定義することであり[川村 2008:562]、方向性は、「教員養成と学校の音楽カリキュラムの観点から文化剝奪児（貧困層のアフリカ系アメリカ人の子どもたち）のための音楽授業を改革すること」、「カリキュラムに様々なジャンルの音楽と民族音楽を取り入れること」であり、教材の多様化や民族的マイノリティの子どもたちの音楽教育について提言されたシンポジウムであるとされている[磯田 2010:17]。タングルウッド宣言には「音楽教育を専門とする者は、その技術、能力、洞察力を“スラム街”、もしくは文化的権利を奪われた人々の居住地域での、緊急の社会的問題の解決を促すために貢献しなければならない」といった内容が含まれており、多文化的な側面から音楽教育が認識され始めた[川村 2008:562]。

タングルウッド宣言を受けて、アフリカ系アメリカ人の音楽に関する記事も徐々に増加し始め、1971年にはアフリカ系アメリカ人の音楽や文化に関連する記事が特集として MEJ に掲載された。このことは、黒人、白人のどちらもが黒人の音楽を学習する必要性の認識が高まったことを示している[川村 2008:562]。この宣言を実現するために始まったの Goal and Objectives (GO) Project

である。この GO Project では、非西洋文化の音楽をどのように音楽教育に取り入れていくかを研究する運営委員会が設立された[川村 2008:562]。

1983年には MEJ において初めて多文化音楽教育の特集が組まれた。1983年の特集記事では、学習者のコミュニティの音楽の学習から出発する方法を紹介しており、世界の音楽だけではなく学習者のコミュニティの音楽を用いることによる文化的側面からの学習を取り入れる必要性が示されていた[川村 2009a:48-49]。当時の多文化音楽教育において顕著なことは、世界の音楽に加えて文化的マイノリティの音楽を音楽教育に取り入れようとする動きである[川村 2009a:49]。白人が主体である学習では、多様な音楽の独自性を理解することを通して、米国における多様な民族の文化を受け入れる態度の育成が目的の1つとされた。一方、文化的マイノリティが主体となった学習では、彼ら自身の伝統的な音楽文化を認識するために彼ら自身のルーツを学習することに加えて、彼らの文化的アイデンティティを追求することや、人種差別に立ち向かう意思を育成するといった目的が設定された。以上のことから、概念レベルにおいて、当時の多文化音楽教育が他民族との相互理解の学習として捉えられていたことが伺える[川村 2009a:50]。

1984年には、世界の諸民族の音楽の指導と学習について明らかにすることを目的としたウェスリアン・シンポジウムが開催された[川村 2008:562]。1984年から1994年における米国内の民族に関する記事では、学習を音楽の授業内において実現させるため、教員研修の一部に多文化的な音楽教育に関する項目が含まれていた。また、学習内容への示唆にとどまらず、多文化的な音楽教育を行う教師に対応した研修プログラムが開発されていることは大きな進歩といえる[川村 2009a:50-51]。1988年には米国の音楽科教科書において初めて多文化の音楽に焦点が当てられた *World of Music* が出版された。また、1994年に MENC によって定められた全米芸術教育標準においても多文化的な視点が取り入れられ、音楽の学習を通して米国内において共生できる能力の獲得を目指そうとする目的が設定されており、米国における多様な民族の人種、文化、歴史に対して肯定的な態度を育成するための教育として多文化音楽教育が位置付けられていたといえる[川村 2009b:53-54]。

以上のように、MEJの記事やシンポジウムの概要を概観することで、米国における多文化音楽教育がどのように発展していったかをみる事ができた。ここで米国における多文化音楽教育が発展したポイントを挙げていく。

まず、シンポジウムに産業界、演奏家、大学、教育、行政と音楽を取り巻くほぼすべての分野¹⁴から出席者があった[小川 2006:421]ことが挙げられる。これは、音楽教育が学校だけで行われるのではなく、社会全体の中で重要な活動であることを位置付けられていること、また、音楽教育を含む芸術活動はこれらの産業界の経済的支援なくしては成立しないことが認識されていることの現れである[小川 2006:421]。また、何よりも、多文化音楽教育という概念や意義、教材、教授法を広める MENC という全米音楽教育者組織、及び MEJ という音楽雑誌があったこと、多文化的な視点を含んだ音楽が教科書や MEJ に含まれるようになったことが、多文化音楽教育の発展に大きく貢献していると考えられる。

第3項 多文化音楽教育の学習

ここでは、実際に学習方法や効果についてみていく。

前述した通り、学習方法の一つとしては、学習者のコミュニティの音楽を用いることによる文化的側面からの学習を取り入れる必要性が MEJ に示されていた。1988年に出版された World of Music では、学年が上がるにつれて黒人音楽のルーツや、アフリカ系アメリカ人の歴史が掲載され、国や地域の概要だけではなく、写真や地図を使用して学習すること等が提案されている。「多文化の音楽」と合わせて社会科の内容を適宜取り入れることによって、歴史や文化といった側面からの学習を補うことが可能となった[川村 2010b:565]。1984年のウェスリアン・シンポジウムでは、それぞれの地域の中で、音楽を伝達し、学習する過程の中で、社会に適応するための知識や技能を学習していることが報告された[磯田 2010:170]。

学習の効果としては、子どもたちが異文化の音楽に関する知識を増やすだけではなく、それらの音楽を作った人々にも関心を向けることができるようになったという[岩口・横山 2010:18]こと、児童生徒の低学力の問題など、社会や教育全体の問題と関連づけて音楽教育における解決策を示してきたことで、マイノリティの生徒の

学習参加を高め、音楽的能力を高めるための学習として認められていった[磯田 2010:170]ことが挙げられる。

米国では、低学力や母語（英語）を話せないといった問題を抱えた子どもたちが多く（その多くはマイノリティ）、ホスト社会の文化との関連性が見出せずに学校への不適応がみられた。そこで自己のエスニックについて認識し、自分自身の可能性を追求する過程において、ポピュラー音楽の学習がアフリカ系アメリカ人の子どもたちにとって意味があった。1970年代、アフリカ系アメリカ人の子どもたちも西洋クラシックを学習していたが、それはアフリカ系アメリカ人の子どもたちの学習意欲を低下させる要因となっていた。アフリカ系アメリカ人の音楽が学校で認められていない状況は、子どもたちに自己のエスニックを否定する感情を抱かせる結果を招いたのである。こうした反省から、ジャズやロック、ブルースやソウルといったポピュラー音楽は学習されるようになった。以上のように、ポピュラー音楽はそれ自体がアフリカ系アメリカ人の音楽文化であること、子どもたちの自己意識を高めるという二つの側面から、音楽学習において意味が認められるようになった [磯田 2001b:64]。こうした文化の違いを認識し、家庭と学校の文化の違いを縮小するため、民族的マイノリティの音楽を学習することは、重要な解決策となっている[磯田 2010:169]¹⁵。

以上のように、アメリカの多文化音楽教育は、多様な文化的背景の人々や、それらの人々の文化を尊重するための取り組みであった。日本の学校においても教師が子どもたちの多様性を認識することが日本型の多文化音楽教育を考える際の重要な課題である。日本で多文化音楽教育を実践する際には、アメリカの多文化音楽教育から次の2点の示唆を得ることができる。一つ目は、「外国にルーツのある人々の文化や考え方を取り入れた授業を構成すること」、二つ目は、「他教科と関連づけたカリキュラムによって、または地域の人々と交流する機会を作ることによって、文化理解や差別の排除に向けた学習を行うこと」[磯田 2010:177]である。まずは教師が民族的マイノリティの子どもたちが興味を示すような音楽を教材として取り上げることが重要である。

第2節では、日本における多文化音楽教育の取り組みについて、日本の音楽教育に関わる法律や学習指導要領の内容に焦点を当ててみていく。

第2節 日本における音楽を通じた多文化理解の取り組み

第1項 近年の音楽教育の動き

第1節では、米国における多文化音楽教育がどのように発展していったかを述べた。第2節では、現在の日本における音楽学習が何を指しているのかを、音楽学習の制度や学習指導要領等から考察する。

まず、1994年に「音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律」が制定された。これは、音楽文化の振興が「国際相互理解及び国際文化交流の促進」に貢献できるということを踏まえ、音楽学習を行うために必要な施設、指導者などの物的・人的条件を整備して音楽振興を図り、世界文化の進歩、国際平和に寄与することを目的としたものである。2001年の「文化芸術振興基本法」では、地域における文化芸術活動の場の充実、青少年の文化芸術活動の充実、学校教育における文化芸術活動の充実が求められた。

また、2008年に告示された小学校及び中学校音楽科の学習指導要領の「改訂の趣旨」によると、「国際社会に生きる日本人としての自覚が求められる中、我が国や郷土の伝統音楽に対する理解を基盤として、我が国の音楽文化に愛着をもつとともに他国の音楽文化を尊重する態度等を養う」[文部科学省 2008a:3;2008b:3]とあり、多様な音楽を授業に取り入れることの重要性が示された。2009年の総合的な学習の時間の学習指導要領では、「外部との連携の必要性」が示されており、保護者や地域の人々、社会教育施設や社会教育関係団体等などの地域の教育資源を積極的に活用するよう望まれる[文部科学省 2009:87]ようになったことがわかる。

「連携」に関連して、近年は、演奏家らが様々な場所に出向き、対話や体験を重視した積極的な活動を行うアウトリーチ活動が積極的に行われている[岡部・鈴木 2010:109]。アウトリーチ活動は、特に若い世代に音楽文化に触れる機会を持ってもらうための試みとして注目されており、学校などで音楽を通じたアーティストとの交流を体験できる取り組みである[久保田 2009:44]。それにより普段学校の授業では生で鑑賞する機会の無い作品に含まれる音楽的意味を通じ、多様な価値を理解する機会になり、同時に多文化理解や他者理解を促すチャンスにもなり[神原 2007:18]、高度な演奏をする演奏家の

努力や姿勢を目の当たりにしたことで、児童生徒の向上心が刺激され、学習意欲が喚起された[岡部・鈴木 2010:119]という教育効果もある。

しかし、学校教育における音楽家活用における課題もある。音楽家を招く教員側の意見としては、探す時間や知り合いが見つからない、学校側に言いにくいからといった問題や、謝礼など資金面の問題や人材探しのむずかしさなどがあげられる[林 2002:88-89]。学校において音楽アウトリーチを行うには、教員の地域連携の意識、演奏家と学校を結ぶコーディネーターの人材育成、そして外部から学校への働きかけが重要である。

第2項 学校における多文化音楽教育の実践例

ここでは、実際に学校で音楽を用いた国際理解教育、あるいは多文化共生の視点を持った教育を行った学校の取り組みをみていく。

音楽を通じた多文化理解教育として、鳥取大学附属小学校では多様な音楽文化を取り入れたカリキュラムを実践している。ここでは、「音楽によるコミュニケーション」や「音楽の周辺や根源にあるもの」を音楽の魅力として捉えている児童が増えていることが明らかになった[梶田・小川・小枝 2010:321]。また、東京学芸大学附属中学校の取り組みにおいても、生徒が世界の音楽の文化的多様性を知るとともに、その成立の背景に似たような歴史的状況に気付いたこと、日系人の歴史や日本から離れたところにある日本を感じさせる音楽文化に気付いたこと、音楽が他の教科や実生活とのつながりをもっていることに気付く子どもが増えたとされている[居城 2010:123-124]。普通の公立小学校でニューカマーをはじめとした外国人児童生徒の支援に力を入れている学校では、中々こういった取り組みはできないことが多い。例を挙げた2つの学校はいずれも大学に附属している小中学校であり、教員の意識が高いことや、中学・高校受験対策に時間を取られないため、このような教育実践がされやすいのである。

第3項 地域連携による多文化音楽教育の実践例

では次に、学校内だけではなく、地域と連携した取り組み例をみていく。

一つ目は、岐阜県美濃加茂市立古井(こび)小学校の取り組み¹⁶である。美濃加茂地域はブラジル人労働者が多く住んでいることで知られ、学校にもブラジル人児童が多く在籍している。この学校は2003年度・2004年度「帰国・外国人児童生徒と共に進める教育の国際化推進地域」のセンター校として、取り組みを行った¹⁷。これは、ブラジル人と地域の人々とのふれあいを通して、コミュニケーション能力や異文化理解の力を育てようとしているもの[高久・宮本 2009:33]である。この実践は、2001年度・2002年度に引き続き、2003年度・2004年度も主に総合的な学習の時間を中心として進められてきた。ポルトガル語の歌やあいさつを覚えたり、ブラジルの文化と日本の文化の比較を通して、その特徴や違いを見つけたりするなど、異文化に対する理解は深まりが見られるようになってきている。

この取り組みは、学校内と地域の両方の教育環境が整っていたことが要因として考えられる。学校内では、地域との連携を視野に入れた実践を行うという目的のもとで、各学年の総合的な学習の時間における国際理解教育の学習内容を設定し¹⁸、「古井ふれあい活動」とよばれる国際理解教育にかかわる活動で外国籍児童との交流等を行っていた。また、国際交流室を充実させ、玄関、教室、廊下の掲示や表示をポルトガル語や英語での表記、授業の始まりと終わりの挨拶をポルトガル語で行うなど、外国籍児童生徒にとっては自信がもて、日本人生徒にとっても、身近な異文化にふれ、あこがれをもつことができる環境の整備がされていた¹⁹。

学校外では、市役所市民まちづくり推進室や教育委員会、国際化推進地域連絡協議会²⁰、自治会、企業、国際交流協会、保育園、福祉施設、ブラジル友の会、ブラジリアン・スクールといった、地域のあらゆる人材・組織が連携して地域の実態に応じたブラジルを中心とする異文化理解教育に協力していた。小学校の音楽クラブがサンバを取り上げ、地域行事に参加して練習の成果を発表する際、地元企業が広場の特設ステージを提供していた。

以上のように学校と地域が連携した学習を行うことができた背景には、学校や教員の意識だけではなく、児童（及び児童の音楽クラブ）が主体となり、それに加えてふれあい先生（保護者）の協力があったことや、学校内

（各教室、国際交流室）、学校外（ブラジルショップ、企業広場特設ステージ）の環境があったことが成功要因として考えられる。

二つ目は、静岡市の小学校における国際理解教育の事例である。ここは「参加型学習、地域資源の活用による国際理解教育」として取り組んでいた。この取り組みの目的は、「地域との連携・協働による多様な学習プログラムの在り方についての研究を通し、子どもが国際社会の一員としての見方・考え方を広げ、多文化共生の心と態度を養うための授業改善に資する」ことである。学習の展開としては、総合的な学習の時間と音楽の授業において、学校での異文化理解教室を行うボランティアの協力で、外国人講師との双方向の音楽活動を体験した。これにより、専門的なインストラクターの指導が学びの質の高まりとやる気の継続をもたらし、地域の学習資源の活用による本物との出会いが、子どもたちの文化理解と意欲の継続、高まりに有効であったことが示された。

この取り組みの成功ポイントは、教員が多文化共生の資質を目指した国際理解教育の必要性を認識していたこと、地域人材の活用手段を知っていたこと²¹、学校へ外部人材を派遣した国際交流協会の存在、学習成果を広く発表する場（ホール運営団体）や発表機会を設けた教育委員会が協力したことが挙げられる²²。

最後に、群馬県大泉町の取り組みを挙げる。ここは、前の2つの取り組み事例とは異なり、地域（外部）から学校への働きかけで取り組んでいることが特徴として挙げられる。

美濃加茂と同じくブラジル人住民が多く住む大泉には、Kids Mix（キッズ・ミックス）という児童合唱団がある。これは、国際交流をテーマにいろいろな事業を展開する中の一つとして、meeting point dou+（ミーティングポイントドゥープラス）²³という団体が発足され、結成されたものである。メンバーは日系ブラジル人と日本人の児童で、日本人半数、もう半数は主にブラジルからの日系移民の子で構成されている。meeting point dou+は、ブラジル人学校などで絵画や音楽をボランティアで指導しており、合唱団の活動に協力している。その代表者の長ヶ部さつき氏は、「歌で覚える日本語教材」を外国人児童に提供するため、チャリティコンサートを開催し、参加への理解を求める説明会やメディアへの働きか

けを行うなど、キッズミックス以外でも活動を積極的に行っている。

大泉町文化むらホール²⁴は、異文化交流や多民族の共生を目指した町民ミュージカルの練習・発表の場所として使用されており、ホール側もミュージカルをホールの主催事業として位置づけている²⁵。このような活動を通して、当初、練習時間に遅れがちな日系ブラジル人たちも、言葉の壁が比較的少ない音楽を通して町に馴染むようになったという。

この取り組みが成功したポイントとしては、積極的に事業の提案をしている文化支援団体の存在（ミーティングポイントドゥープラス）、教育委員会の協力²⁶、学校の協力²⁷があったことである。

以上3つの取り組みをみてきた。3つの事例の主な成功の共通点としては、学校において、異文化理解＝言語教育だけではなく、音楽等を用いていること、また、学校内だけではなく、国際交流協会や自治体系文化財団、教育委員会、企業との連携により学習や発表機会が確保されていることが挙げられる。そして大事なことは外国人に対する対症療法的な教育ではなく、日本人も対象に入れて身近な地域にある異文化を学んでいることである。

第3章では、第2章で取り上げた事例の成功ポイントに注目し、浜松における多文化音楽教育の取り組みについて、地域のリソースやポテンシャルについての現状調査を行った結果を述べていく。

第3章 浜松市における多文化音楽教育の現状調査

第1節 調査概要

第1項 調査目的

本章では、浜松市における多文化音楽教育の実践に向けた現状調査を行った結果を述べる。ここでは、浜松市内の学校教員や地域団体などを対象に調査を行い、学校と地域が連携して多文化音楽教育を実践する上での現状や課題を明らかにすることを目的とする。

第2項 調査対象の選定理由・調査方法

本調査では、学校教員、地域の音楽団体、国際交流団体の3つを対象とした。学校側の対象は、市内高校の教

員²⁸とした。その理由は、多文化音楽教育への意識が高い教員が在籍している学校では多文化音楽教育を実践しているか否か、またその理由や実践するための課題について明らかにしたいと考えたからである。地域側の社会教育団体については次節で詳述するが、ウィラブルプロジェクト関係者（日系ブラジル人児童生徒への音楽を通じた支援活動）およびそれに参加している日系ブラジル人児童生徒、児童合唱団、浜松国際交流協会（HICE）を対象とした。これは、浜松市内で活動する児童生徒の音楽団体と「日本人住民」と「外国人住民」をつなぐ役割を担っている組織の「地域における国際交流に対する意識や活動」の現状を明らかにすることが目的である。また、浜松市民の多文化共生関連のイベントへの参加状況や理由など、意識を把握するため、在浜松ブラジル総領事館主催の「ブラジル音楽のワークショップ」（次節で詳述）参加者へのアンケート調査を行った。これは、地域内の身近な異文化である「ブラジル」の文化であるということと、楽器関連産業が盛んな浜松における「音楽」ワークショップであるという理由から、調査対象として選んだ。

調査方法としては、インタビュー調査とアンケート調査の2種類を使い分けた。学校教員、ウィラブルプロジェクト理事および秘書、児童合唱団、HICEに対しては、インタビュー調査を行った。ウィラブルプロジェクトに参加している日系ブラジル人児童生徒、「ブラジル音楽のワークショップ」参加者に対しては、ワークショップ終了後にその場でアンケート調査を行った。

第2節 調査対象の概略（団体目的・活動目的）

第1項 「ブラジル音楽のワークショップ」とウィラブルプロジェクト

この節では、調査対象の概略として、「ブラジル音楽のワークショップ」と、それを運営するウィラブルプロジェクト、HICEの「多文化共生コーディネーター」、児童合唱団について紹介していく。

「ブラジル音楽のワークショップ」は、在浜松ブラジル総領事館主催の音楽イベントである²⁹。2012年4月に初めて開催され、以降7月、9月、11月の計4回、浜松市南部公民館にて開催された³⁰。新聞記事によると、ブラジルの文化に親しんでもらおうと企画され、1回目

のワークショップには市内の親子連れら約 40 人がギター演奏や歌に挑戦し、リズムやポルトガル語の発音を学ぶなど、基礎からブラジル音楽を体験した³¹。このように、ブラジルのポピュラーな歌を題材として、多様なブラジル音楽のリズムをギターや打楽器なども使い、ポルトガル語の歌の歌い方を学ぶことがこのワークショップの目的である。チラシによると「静岡県内のブラジル人学校や日本の学校等の小中高生の皆さんが相互交流を深め、ブラジル音楽の魅力を感じられるようなプログラム」とされている³²。

このワークショップにはウィラブルプロジェクトに参加する生徒たちが協力している。ウィラブルプロジェクトとは、浜松市内の音楽教室「メモリアル音楽学校」³³に通う日系ブラジル人児童生徒たちへの音楽を通じた支援活動である。この活動は 2011 年 7 月から始まり、2011 年 12 月と 2012 年 10 月には市内の公共文化施設であるクリエート浜松において「ブラジルポピュラーミュージックへの旅」と題した発表会を開催するに至った。特に 2012 年は会場が立ち見の観客であふれ、大盛況であった³⁴。

第 2 項 HICE—「多文化共生コーディネーター」—

本調査では、HICE で「多文化共生コーディネーター」として働く職員の方を対象とした。その理由をこの職位が設置された経緯や役割に注目して述べていく。

1990 年代、各地に国際交流協会が次々と設立された。当時の国際交流協会の役割の中心は、自治体の進める姉妹都市交流等、海外との交流を市民レベルで進めるというものであった。HICE も例外ではなかったが、1990 年の入管法改正により南米系日系人が急増した以後は、在住外国人との共生の取り組みが重点的に行われるようになった。2008 年には、浜松市が HICE に委託していた「浜松市国際交流センター事業」を「浜松市多文化共生センター事業」と改め、HICE の活動目的が名実ともに「国際交流」から「多文化共生」へ移行した。委託内容を再編するにあたり、浜松市は「多文化共生コーディネーター」を設置し、多文化共生センター事業内容の全般を専門職としてコーディネートすることとを求めた [松岡 2011:55]。同時に多文化共生センターの新規事業の 1 つとして、「地域共生モデル事業」が提示された。これ

は自治会レベルの地域での外国人と日本人住民の共生を目指す事業の総称である。松岡はこれを「既に多文化共生に関心やニーズを持っている人ではなく、関心は特になが関わらざるを得ない、もしくは関心もないし積極的に関わりもしないという大多数の人々を対象にするという、より社会に影響力のある」事業であり、コーディネーターとしての役割だと考えている [松岡 2011:56]。このような役割を自覚し、実際に地域への働きかけや関係機関への聞き取り調査を行っていることから、多文化共生コーディネーターとして働く職員を対象とした。

第 3 項 児童合唱団

本論で対象に選んだのは市内にある児童合唱団の「ジュニアクワイア浜松」と「浜松ライオネット児童合唱団」である。両団体ともに活動が活発で、海外合唱団との交流も盛んであることから、国際交流に対して理解があると考えたため対象とした。順番にこれらの団体の活動目的・内容を述べていく。

ジュニアクワイア浜松は、「音楽を通じて豊かな感性を備え、文化的・国際的視野を持った青少年の育成を目的」として 1994 年に設立された、浜松市が育成する児童合唱団である³⁵。活動目的は、「音楽のまちづくり推進事業の一環として、音楽を通じて感性豊かな青少年（21 世紀の音楽のまちづくりの主役）の育成を図るとともに、市民の音楽に対する理解を深め、もって本市の音楽文化の振興を推進する」こととある³⁶。このため、名誉団長には浜松市長、団長は浜松市教育長を置き、主に指導する音楽監督³⁷は浜松市長が委嘱するという形をとっており、事務局も浜松市の外郭団体である浜松市文化振興財団事務局内に置いている。

次に浜松ライオネット児童合唱団³⁸について述べる。この合唱団は、1981 年に創設された。これは当時、『浜松を楽器の街でなく、音楽の街にしよう』という考えから合唱団創設構想が持ち上がり、市内のライオンズクラブの呼びかけで誕生したという経緯がある。主に団長が合唱指導にあたり³⁹、ジュニアクワイア浜松とともに海外への演奏旅行に参加するなど、定期的に海外交流をしている合唱団である。活動目的として、合唱の技術能力を高めるのはもちろんのこと、団員相互の親睦を深めることや、規律、マナーなどの情操教育にも力を入れてい

る。また、団長が浜松市文化振興財団の事業である「浜松市アクトシティ音楽院」指導派遣講師として市内の小中学校で合唱指導をしており、学校との関係も深い。このように両団体ともに、活動が活発なおかつ浜松市との関係が非常に深い合唱団という特徴がある。

次節では、学校現場と地域団体への調査の結果について述べていく。

第3節 調査結果

第1項 学校現場における取り組みの現状

ここでは、学校で多文化音楽教育を実施しているか、高校教員にインタビューした結果を述べる。その高校では多文化音楽教育を実践していないが、オペラを制作しており、題材としているオペラの当時の時代背景など社会との関連については音楽を通じて教えているという。この教員は、多文化音楽教育に対し意識が高かったが、そうであっても教科制では多文化音楽教育の実施は難しいという。その理由としては、実施するとしても地域の人材や資源について情報がなく、浜松では言葉のケアに重点が置かれているということも述べていた。また、市内の外国人児童生徒が多い学校では、保護者などに人材がおり、教員の意識も高いため、比較的实施はしやすいだろうということも述べていた。

また、第1章で調査した浜松市国際理解教育推進協議会の担当職員の方によると、浜松の学校では、外国人児童生徒の支援に必死であり、音楽を通じてお互いに理解する取り組みを行うのは時間の関係上難しいと述べていた。

第2項 地域における取り組みの現状

ここでは、第2回「ブラジル音楽のワークショップ」の参与観察及び、終了後に行った参加者アンケート調査の結果を述べる⁴⁰。なお、アンケート用紙は、参加者にポルトガル語版か日本語版のどちらかを選択してもらった（資料1を参照）。

(1) 参与観察結果

まず、参与観察で分かったことを述べる。当日の流れとしては、コーディネーター役のナタナエル氏のあいさつから始まり、その後参加者全員が起立してブラジル国歌を斉唱、次に在浜松ブラジル総領事館副総領事が挨拶

するという流れであった。その後全員にブラジル音楽の歌詞とギターのコード表のプリントが配布され、およそ20名のブラジル人の子供がギターを練習し、筆者も日系ブラジル人の生徒とペアでギターの練習に参加した。その後はブラジル音楽を手拍子つきで歌い、ワークショップは終わった⁴¹。

参与観察で気付いた点としては、日本人と思われる参加者はほとんどいなかったこと、進行がすべてポルトガル語のため、日本人が参加してもたいくつに感じてしまう時間が多いことが挙げられる。

(2) 参加者アンケート結果

次に、アンケート調査結果を述べる。配布数は17（その内ポルトガル語回答16）、回収率は100%である。回答者はすべて日系ブラジル人であった。まず参加者の属性は、労働者3名、保護者2名、教師2名、外交官（在浜松ブラジル総領事館副総領事）、画家、バーテンダー、無職であった。住まいについては、浜松市中区が6名、浜松市西区と浜松市外が3名、浜松市南区が2名、浜松市浜北区と静岡県外とその他が1名、浜松市北区、浜松市東区、浜松市天竜区は0であった。参加回数は、1回が14名、2回が3名であった。「ワークショップの情報をどのようにして知ったか（複数回答）」については、「学校の先生」からが10名、「在浜松ブラジル総領事館HP」からが4名、「家族・友達」からが3名、「その他」が1名であった。浜松国際交流協会、チラシ、公民館だよりから情報を得た者はいなかった。「参加した理由（複数回答）」は、「ブラジル音楽に関心があった」が11名、「子どもが行きたいと言った」が10名、「友人から誘われた」が3名、「異文化交流に興味があった」が2名、「その他」が1名であった。「チラシを見て興味がわいた」や「身近にブラジル人の友達がいる」、「家から近かった」、「参加費が無料」はいなかった。「また参加したいか」は17名全員が「はい」と回答した。

自由記述では、「文化的イベントは私たち外国人に良い。ブラジル文化について知ることができるから」、「青年や子どもがブラジル音楽を学べる良い機会になった」、「外国人との交流の良い機会だった」、「ブラジル音楽をもっと広めるためにこのようなイベントをもっとやってほしい」など肯定的な意見が多く見られた。

(3) ウィラブルプロジェクトへの調査結果

次に、ワークショップに参加協力しているウィラプルプロジェクト側へのアンケート調査結果を述べる。配布数は8（全てポルトガル語回答）、回収率100%である。

回答者の属性は児童生徒7名、会社員1名、住まいは浜松市南区が5名、浜松市西区が2名、県内が1名であった。「日本の学校でこのWSをやりたいか」については、7名が「はい」と回答、「無回答」が1名だった。「はい」と回答した理由としては、「ブラジル文化を紹介するために良い」、「日本人にもっと私達の文化を知ってほしい」、「日本人にブラジル文化を少しでも見てほしい」、「新しい文化を教え、習う必要がある」、「ブラジル文化を見せるのに役立つ」といった回答があった。次に、「日本の学校の生徒と友達になりたいか」については、「はい」が7名、「いいえ」が1名で、「友情を築くことはいいことだから」、「同じ国にいるから」、「日本の学校にいるから」、「日本にいるなら日本人と仲がよい方がいい」、「新しい人と仲良くするのは良い事だから」、「日本の文化を学ぶだけではなく、ブラジル文化も教えられるから」との前向きな回答があったが、「いいえ」の理由としては、「日本人との接し方がわからない」といった意見もみられた。最後にワークショップに対する自由記述として、「文化を紹介するのは良いことである」、「親子でのイベントが良かった」、「ブラジル音楽の勉強になった」、「音楽を勉強するのはとてもよいことで、私たちはそれに影響を受けている」、「人が少なかったので次のイベントでもっと人が来ることを期待する」、「少なかったが、日本人も参加してくれた」といった回答がみられた。

次に、ウィラプルプロジェクトの運営に関して、秘書と理事、HICEの方の3名へインタビュー調査を行った⁴²。ここでは、ワークショップを企画した理由、宣伝方法、連携している組織の有無、今後の方向性について確認した。まず、ワークショップを企画した理由については、日本人にもブラジル文化を教えたいことと参加者と交流したいからであり、参加者の対象は日系ブラジル人に限らず、日本人も興味があれば誰でも参加してほしいとのことだった。

広報に関しては、主に日系ブラジル人に対して、ブラジル人向け雑誌に広告を掲載したり、ブラジル人学校やブラジル人が多く来るスーパーマーケットにチラシを置き、日本人向け広報は、浜松市内の公立学校に、在浜松

ブラジル総領事館の副総領事が直接学校に出向いて広報したという。しかし日本人向けの広報では、日本人が興味を示していないという問題があがった。また、領事館の関係の人やブラジル銀行の顧客、社長等にダイレクトメールを送るなどしたが、それは高級で格調が高いブラジルのイベントといういいイメージのものをつくっていきたいからとの理由である。一般市民に対しては、広報はままつやHICEニュースのみである。

（4）児童合唱団へのインタビュー結果

最後に、合唱団代表の国際交流に対する意識や現状の結果を述べる⁴³。外国人児童生徒は、両団体とも過去にモンゴル（1名）や台湾（2名）、中国にルーツのある団員（2名）が在団していた。現在も南米系ではないが、外国にルーツがある団員がいるという。そして両団体ともに受け入れる気持ちはあり、門戸は開いている。入団はオーディションで判断し、分け隔てなく団員を募集している。海外での国際交流経験の有無については、ジュニアクワイア浜松は、浜松市と音楽友好都市であるワルシャワ（ポーランド）に2回出向いており、ライオネット児童合唱団はアメリカ、イタリア、オーストラリア、オーストリア、スイス、チェコ、ドイツ、ポーランドでの海外公演を経験している。また、浜松市内における国際交流の有無に関しては、両団体ともに浜松世界青少年合唱祭に出演している。そこでは懇親会を開き、海外合唱団と日本文化を通じた交流を行うなど、合唱以外でも文化交流も行っている。ライオネット児童合唱団とジュニアクワイア浜松は、2010年に本学で開かれた南アフリカ・カースニーカレッジ合唱団との交流コンサートに出演しており、両団体ともに海外にルーツを持つ合唱団との交流に対し、積極的であることがわかる。

また、「浜松にある合唱団の指導者」としての「多文化共生」や「国際交流」に対する意識について伺った。両名とも、多文化共生分野の研究者や外国人児童生徒支援サポーターをしているお知り合いがいることもあり、言葉の意味や活動状況をご存知であった。また、両名とも指導に行っている学校に日系ブラジル人など外国にルーツのある児童生徒がいるという。学校の先生から「外国の子がおり（日本語が）うまく歌えない」と言われることがあるが、困った経験も無く、特に指導に工夫はしていないという。合唱を通じて異文化理解ができるかにつ

いては、両名ともできると回答した。交流した合唱団の国の曲を必ず歌うが、音楽は言葉の壁を越えるし、特に子どもは壁がないから外国の子どもとすぐに仲良くなれるからというのが理由である。

第4節 調査結果からみた現状と課題

第1項 学校における多文化音楽教育の現状と課題

学校における課題としては、多文化音楽教育への意識の高さに関係なく、教科制では実施は難しいことが挙げられる。また、第1章で述べた通り浜松市では言語教育に重点が置かれており、それは学校教員へのインタビューからも確認ができた。行政が人材を含む文化資源の活用方法を教育機関と連携して行っていないことが理由として挙げられる。

コーディネーターとしての役割を担うことが多いHICE側から学校側への働きかけとして、学校に講座のチラシを年度初めに全部の公立小中学校に送るが（担当の先生の目にとまれば連絡がくる）、学校は予算上の制約があり、実行はなかなか難しいといった面がある。教員研修で国際理解や多文化共生についてのガイダンスをやりたいとHICEが何年かかなり働きかけをしたが、研修に入れるのは難しいと言われ、諦めたという経緯もある。HICEでも教員向け講座を行っているが、土日に実施するため、元から興味がある教員しか来ず、部活動の指導があったりすると土日に自分で研修するのは難しいというのが現状である。

さらに、現在はゆとり教育が終わり総合的な学習の時間の枠が減ったことから、国際理解教育だけやるわけにはいかないということや、学年で同じことやらなければならぬ場合は1人の教員ができて他のクラスの教員ができないと実施は難しいといった要因もある。

そのような中でも、継続的に取り組みができた例もある。それは県内のある高校の国際理解教育講座の事例である。その高校からHICEに国際理解教育講座に関して相談があった際、その高校に外国人生徒がいたことから、HICEは「日本の大学を卒業して就職している、外国にルーツのある若者の話を聞く講座はどうか」と提案した。その結果、3年続けてその講座を実施できたという。要するに学校側は、生徒の将来に直結するような国際理解教育を行いたいという希望のもとでHICEに相談し実施

に至るのである。

HICEは外国人ボランティアや窓口に来た住民や職員とのつながりなど、浜松にいる外国人住民を派遣する事が多いが、音楽関連の派遣に関しては、ダンスが中心であり、外国の音楽などを歌うことはやっていない。学校側からの依頼もなければHICE側も考えなかったという。

第2項 地域の取り組みにおける現状と課題

ブラジル音楽のワークショップにおいては、回答者が全員日系ブラジル人であり（日本語回答者も日系ブラジル人）、一般生徒の参加が無かったことから、参加していた児童生徒は全てウィラブルプロジェクトの生徒だということがわかる。このワークショップは、ブラジルの伝統文化を残すために大切だと感じている、外国人との交流のよい機会になった、ブラジル音楽を広めるためにもっとやってほしいという意見が出ていたことから、日系ブラジル人当事者にとっては意義のあるワークショップであることがわかった。

参加者の情報源は、ほとんどが「メモリアル音楽教室」からであり、家族や総領事館HPから情報を得た人もいるが、HICEやチラシによって知った人はいなかった。日本人市民に対しては広報があまり行き届いていなかったことが、日本人参加者がほとんどいなかった理由の一つであると考えられる。ワークショップの参加者はブラジル人に限定しているわけではないが、日本人に対しては不特定多数が集まる場所での広報はしていないという。一般市民に広く告知が出来ていなかったことが、サンプル数の少なさの原因として挙げられるのではないかと。

また、発表会は、日本人に「ブラジル文化」を受け入れやすくするため、選曲をサンバではなくクラシック中心にするなど工夫した。しかし高級なイベントにしたいという考えがあったため、ブラジル銀行や在浜松ブラジル総領事館等の関係者、市議会議員などにしか積極的な工夫はしていなかったことが分かった。

ウィラブルプロジェクトの運営に関しては、スポンサーがいらないため運営費に困っており、団体の活動に影響がでていることが最も大きな課題である。日本の学校でもワークショップをやりたいという気持ちはあるが、技術的にも金銭的にも活動自体を存続させるのに必死であり実現にいたるのは難しいという。浜松市文化振興財団

に 2011 年に助成申請しても通らなかったということもあり、実績を積み、公共性を帯びた内容のワークショップにする必要がある。

市内児童合唱団に関しては、海外公演も頻繁に行っており、海外にルーツのある子ども同士の交流の効果を認識しているという点で評価ができる。しかし実際に浜松市内の外国人住民と外国の音楽を通じた交流を行うかについては、「浜松のブラジル人合唱団の組織がしっかりとしてきたらやりたい」、「企画して推進するには時間がながい、きっかけがあつて手伝うことならできる」としており、「市から要請があり、会場費を持ってくれたらできる」や「HICE がきっかけを提供してくれるとよい」というように、市や HICE から会場提供やきっかけが、実現するためには不可欠であることが分かった。

第 4 章 浜松における多文化音楽教育の展開方法

第 1 節 浜松の可能性と地域連携による実践例

第 1 項 浜松における課題と可能性

本章では、まず第 3 章で明らかになった調査結果から学校側と地域側の課題と可能性を整理する。次に、音楽団体と文化施設と学校との地域連携による海外と日本の実践例を紹介する。

まず学校側の課題を述べる。第 1 章で述べたが、浜松市教育委員会が主催している「国際理解教育推進協議会」では、「多文化共生を可能にする教育の推進」に努めるとあるが、実際は「『外国人児童生徒教育』に焦点」を当てている。国際理解教育として外国人児童生徒を支援する教育が行われているのである。また、保護者対応に関しても、「外国人児童生徒の」保護者を対象として各校が取り組みを行っている状況である。日本人児童生徒が地域内の外国文化を学ぶ取り組みを行う学校もあるが、浜松市全体としては、日本人児童生徒への多文化共生の視点を持った取り組みはまだ少ない。意識の高い教員がいる学校でしか取り組みができないといった課題がある。また、総合的学習の時間の授業数削減や、受験教科に関係のない音楽や多文化共生教育には授業準備の時間や予算を割くのは難しいといったことも挙げられる。

次に地域側の課題としては、HICE 等の国際交流に関する事業を担う団体と、浜松市文化振興財団等の文化芸術に関する事業を担う団体との「横」のつながりが希薄

である点が挙げられる。多文化共生に関するイベントや講習は数多くあり、音楽に関連するイベントも数多い。しかしそれぞれ単独で行われており、「地域の異文化」とコラボレーションした事業がみられない。ブラジル関係のイベントはブラジル人とそれに関心を持つ市民のみが参加、その他の音楽イベントは日本人だけが参加、というように乖離している状況がある。多文化共生センターのような施設は、多文化共生に関心があるか、学習支援が必要な人しか訪れない。このように多文化共生に対して関心がある、「身内」の中だけで異文化イベントを行っているという状況がある。

このような状況であるが、浜松は、行政や国際交流協会、教育委員会、数多くの NPO や大学が協働して多文化共生の課題に取り組んでいる先進的な地域である。音楽ワークショップを通じて日系ブラジル人児童生徒と日本人児童生徒に交流してもらいたいという目的で活動している団体や、音楽イベントを主催したブラジル総領事館や国際交流協会という存在もある。また、海外都市との国際交流を積極的に行つてその効果を認識しており、市や国際交流協会の働きかけがあれば地域の外国人との交流活動もできるポテンシャルを持った合唱団もある。そこで学校と国際交流団体、音楽団体がつながる仕組みを作ると、それぞれの団体を担う人の意識も変化し、浜松の日系ブラジル社会と日本人社会の関わりが増えるのではないかと考えた。

第 2 項 学校と音楽団体・文化施設の連携による実践例

ここでは、学校と音楽団体の連携による取り組みとしてアメリカのミルウォーキー交響楽団 (MSO) ⁴⁴ を紹介する。この地域はウィスコンシン州の中でも、黒人とヒスパニック及びラテン系の市民が多く居住していることが特徴である⁴⁵。MSO は、コンサート公演や全国的に認められている教育とアウトリーチプログラムを通して、多様な観客に手を差し伸べている⁴⁶。例えば Arts in Community Education (ACE)、高校コンサートプログラム⁴⁷、マイノリティスカラシッププログラムの 3 つの取り組みがある。特に参考になる例として、ACE とマイノリティスカラシッププログラムを挙げる。ACE は地域の 21 の小学校と連携し、6000 人の児童とその家族、350 人の教員に対して地域の経済や民族多様性について教え

るのに役立っている⁴⁸。マイノリティスカラシッププログラムは、登録しているマイノリティの児童⁴⁹に対し、MSO ミュージシャンのボランティアによる楽器指導、児童とその家族への定期演奏会チケットの提供、ミルウォーキーユース交響楽団にも参加できる取り組みを行っている⁵⁰。さらに低所得世帯のために楽器の道具や消耗品を提供し、必要な場合には、無償で楽器を提供している。ACE とのつながりにより芸術の機会を提供するすべての教師の間で自覚が高まっている [Myers&Thomas1996:37-42]。このように、マジョリティとマイノリティが音楽によってつながる方法として、地域の音楽団体が民族多様性について紹介し、マイノリティの児童生徒の社会参加や経済的な支援を行うという取り組み例がある。

次にマイノリティとマジョリティがつながる例として参考になるのは、ドイツにおける社会文化センター⁵¹と学校の連携による取り組みである。ドイツの社会文化活動は、学生運動の流れを受けて 1970 年代に台頭した。荒廃した住居や工場を不法占拠して文化芸術活動の拠点にすることもあったため、当初は当局と衝突を繰り返したが、次第に自治体からの理解と補助金を獲得し、社会文化センターとして地域に根を張るようになった [藤野 2003:97]。現在では、ドイツ国内に連邦社会文化センター協会に加入しているものだけで 435 の社会文化センターがある [藤野 2005:208]。市民自らが不法占拠して社会文化センターを自主管理し、現在では、文化・芸術・教育活動や、移民支援などの社会事業が総合的に実施されている。このような実態は文化による社会の再生あるいは活性化を目指す試みといえる [畔柳 2006:44]。このようにドイツの社会文化センターは市民から自治体へ働きかけた「下からの動き」から発展した。以下に先駆的な具体例を一つ紹介する。

ドイツの中でも外国人の割合が高いハンブルク⁵²では、現在、市内 25 箇所でセンターを拠点とした社会文化活動が展開されている [藤野 2003:97]。その中でも特に「モッテ」⁵³という社会文化センターが参考になるだろう⁵⁴。ハンブルクでは多文化共生の取り組みとして、モッテで難民の子どもたちにドイツ語やドイツの生活習慣、職業的自立のための訓練を実施している [藤野 2003:98]。モッテは学校と共に新たな提携プロジェクト

を展開するとともに、持続的な組織発展のため、新たなネットワーク作りを主導している。学校外での文化教育を常に追及し、新たな教育政策に挑戦し続け、芸術的、文化的に地域に結びつくプロセスへの参加を促している。例えば「地域での文化実験室」として、「文化と教育」分野では、アーティストの指導の下、「故郷と追放」、「人種差別」などについてダンス、音楽、活字を通して取り組んでいる。イベントの重点はライブ音楽、劇、寄席、子供文化、コンサート、文化間交流である。その他、学童保育所、勉強補助、就職相談なども行っている⁵⁵。このような取り組みが可能になった背景には、モッテのあるアルトナ区の教育方針が関係していると考えられる。アルトナ区では、歴史的に学校教育と社会教育との連携を進めており⁵⁶、地域の社会文化センターのワークショップやプロジェクトに生徒を積極的に参加させているのである。

MSO プログラムとモッテの取り組みに共通しているのは、「学校」と「文化施設」、「地域の音楽団体」との連携により成り立っている点である。活動に関係する市民の意識も重要である。

第2節 提言

ここまで、第2章で米国の多文化音楽教育の発展、美濃加茂市と静岡市、群馬県大泉町の取り組みの例、第4章でミルウォーキー交響楽団とドイツのモッテの例を述べた。多文化音楽教育を展開する方法としては、地域の音楽団体やマイノリティ支援に対する意識を持った市民、国際交流協会などが学校へ働きかけ、連携すると実行しやすいことがわかった。浜松では外国人児童生徒支援に力を入れており、日本人児童生徒への多文化共生に関わる教育には、なかなか時間をさけないといった課題があった。また、浜松には国際交流に実績がある児童合唱団や音楽ホールを持つ文化施設、ブラジル音楽のワークショップを行うことができる団体があるが、これまで、日本人市民の活動とブラジル人市民の活動は別々に行われていた。

浜松市では 2012 年 12 月 17 日に「浜松市多文化共生都市ビジョン(案)のパブリックコメントが公表され、重点施策に「多様性を生かしたまちづくり」が位置付けられた。実施計画には「多様性を生かした文化の創造」と

して、「(仮称)浜松多文化 MONTH」⁵⁷の設定や、浜松の多様な文化を生かした「アートプロジェクト」を展開するとしている。関連計画等に「浜松市文化振興ビジョン」や『創造都市・浜松』推進のための基本方針(現在策定中)が挙げられ、「多様性を生かした文化の創造」の担当部署の一部には「国際課」と「文化政策課」が併記された。このような動きは注目すべき点である。

一方、国レベルの施策では、2012年6月に「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」(以下、劇場法)⁵⁸が施行された。その「前文」において、劇場、音楽堂等は「文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場」であるとともに、「人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点」であり、「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」や「国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する『世界への窓』にもなる」ことが役割として望まれると期待されている。同年11月には「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針(案)」⁵⁹の「6. 国際交流に関する事項」⁶⁰のなかで「地域に居住する外国人」との取り組みを行うよう明記された。主に外国人を対象とした多文化共生分野ではなく、このような芸術文化分野において、法律に表記されたことは特筆に値する。そして劇場法の最も重要なポイントは、劇場、音楽堂等が単なる建物としての施設ではなく、専門的職員を擁した機関として定義されたことである[片山 2012:18]⁶¹。例えば岐阜県の可児市文化創造センター「アーラ」⁶²では、言語や国籍を問わず参加者で舞台作品を作り上映する多文化共生プロジェクトが行われている⁶³。劇場を出会いの場として提供し、日本人と外国人と一緒に芸術文化に携わることで多文化共生を促進させようと2008年から開始したのがこのプロジェクトである⁶⁴。このプロジェクトには、多国籍アーティストと多言語でパフォーマンスをする演劇ユニット Sin Titulo (シン・ティテューロ)が演劇製作を請け負っており、その代表を務める方が同センターで『多文化共生プロジェクト』ディレクターとして働いている。2011年からは可児市国際交流協会と連携して、同プロジェクトの参加者をワークショップ・ファシリテーターとして育成する取り組みも始めている⁶⁵。このように可児市文化創造センターでは、多文化共生に関わる人材や団体が、地域の日本人住民と外国人住民が

文化芸術活動を通じて交流する場を設けているのである。

また、劇場法では、劇場、音楽堂等がどのような人的体制でどのような事業を行うかについて、設置者の主体性を尊重するかたちとなっている[片山 2012:18-19]。浜松においてもこのような機能を持った施設に多文化共生に関わる専門的人材を配置すれば、モッテやアーラのように市民に多様なプログラムを提供できる可能性が高まるのではない。

では実際、どのように公立文化施設に「多文化共生」の専門的人材を配置するか。日本の公立文化施設は、劇場の運営のためのごく限られたスタッフのみを雇用し、実際の上演活動は外部の団体がその施設を借りて行うというあり方が以前から一般的であった[曾田 2005:51]。しかし1980年代以降「ハコモノ行政」、「ハードはあってもソフトがない」といった批判を受け、近年では、財団などの管理運営団体がソフトの提供に乗り出そうとする例が増えてきたが、ほとんどの公立文化施設は舞台制作の経験や専門知識を持った専門家を雇用していない[曾田 2005:52]という。公立文化施設の職員は不況の中で減少する傾向を見せており[清水 2003:47]、浜松においても「多文化共生」の専門的人材を直接雇用するのは難しいと考えられる。

「多文化共生」の専門的人材が配置できないとするならば、職員の意識が変わる必要がある。例えば公立文化施設の職員研修等で「多文化共生」や「創造都市」、日本の公立文化施設の先駆的な取り組みについて紹介し、これらに関心を持つことができるような仕組みが考えられよう。また、浜松に地域に居住する外国人市民やNPOなどの関連団体が音楽ワークショップやイベント等を行う際、会場として公立文化施設を利用するだけではなく、施設の職員などとも当該事業について情報交換するべきではないか。施設の職員に対し、地域の外国人住民の文化芸術活動のことを知ってもらうことで、そこから他の音楽団体などとの人脈が作られるなど、次につながる新たな動きが生まれることもある。公立文化施設に関わる人々の役割として中川幾郎は「ハードウェア、ソフトウェアよりも、ヒューマンウェア(市民・職員・外部人材)がまず重視されるべき」[中川 2009:316]としており、文化施設において「ブラジル」関連団体と浜松の文化芸術団体や管理運営団体との「人的な」つながりをまず作る

方が現実的である⁶⁶。

そこで、地域のリソースやポテンシャルを生かして多文化音楽教育を行う方法として、日本人児童生徒が文化施設を訪れる際に、地域にある異文化の音楽ワークショップを行う場を設けるのが効果的ではないか。公立文化施設において、学校や HICE、音楽団体と連携して多文化共生に関わる音楽ワークショップを実施し、地域に居住する外国人と日本人児童生徒が参加する仕組みを構築するという方法である。浜松市教育委員会では「音楽発表会事業」を実施しており、市内の公立中学校は合唱コンクールや学習発表会の会場として市内の音楽ホールを使用する機会が与えられる。小学校においても、社会科見学等で世界の楽器が展示されている浜松市楽器博物館に行くことが多い。このような機会に、HICE がコーディネーターとなって、地域の外国人プロミュージシャンや団体が音楽ホールでワークショップ等を企画実行することが可能ではないか。この方法であると、学校教員が多文化音楽教育プログラムを考えなくとも、社会科見学等や発表会の機会に、地域の身近な音楽に触れることができる。

前述の「浜松市多文化共生都市ビジョン」や「劇場法」の施策内容に地域に居住する外国人との文化芸術活動が掲げられるようになった今日、「多文化共生分野」と「文化芸術分野」との連携への課題の解決が図られ、実現の段階に移していくことが浜松の文化振興にとって求められる。

終章 おわりに

本研究では、外国人居住者が多い浜松において、どのような多文化音楽教育が実践しやすいかを考察した。まず、第1章で日本における多文化共生施策、特に教育について課題を整理した。その結果、最近の傾向としては多文化共生の地域づくりや日本人への意識啓発を目標に位置付けている地方自治体もあるが、主に取り組みしているのは外国人支援や外国人児童生徒教育であることが分かった。それは浜松市でも同様の傾向がみられた。例えば教育委員会が設置した「国際理解推進協議会」では、国際理解教育として、外国人児童生徒教育に焦点を当てていることがインタビュー調査により明らかにな

った。浜松市では近年、多文化共生施策の内容に外国人市民と日本人市民による浜松らしい新たな文化を創造するという動きがみられるようになった。そこで浜松のアドバンテージやリソースを生かす方法として、音楽、特に合唱を用いた多文化共生教育の実践方法を考えることとした。

第2章では多文化音楽教育の先行事例として米国を取り上げ、どのように発展していったかを文献資料により考察した。その結果、多文化音楽教育の意義や教材、教授法を広める組織や雑誌、シンポジウムの存在が発展に大きく関わっていることがわかった。米国では、多文化音楽教育の学習効果が認識されており、シンポジウムには学校教育関係者以外の参加者も多かったことから、地域と学校とが一体となって音楽教育が行われていることがわかった。日本でも、学習指導要領において「音楽科」では多様な音楽を授業に入れる必要性が示され、「総合的な学習の時間」では地域の教育資源を活用するよう求められるようになった。近年では音楽分野のアウトリーチ活動が盛んになりつつあるが、学校側が地域の人材を探す時間がないことや探し方がわからない、資金面などに課題があることがわかった。このことから地域側から学校への働きかけが重要であると考えた。美濃加茂市、静岡市、群馬県大泉町の事例はいずれも地域連携による多文化音楽教育の事例である。主な共通点として、学校と、国際交流協会や地域の音楽人材、自治体系文化振興財団、教育委員会、企業との地域連携により音楽等を用いた異文化理解の学習機会や発表機会を設けていることが挙げられた。このように学校の身近な地域にある組織や人材と連携して地域の異文化に触れる機会を設けることで、外国人児童生徒を対象とした教育支援ではなく日本人児童生徒への多文化共生の意識づくりの機会となる学習ができるのではないかと考えた。

そこで第3章では第2章で挙げたポイントに注目し、浜松の地域のリソースやポテンシャルを把握するための現状を調査した。地域の外国音楽を供給する媒体としては「ウィラブルプロジェクト」、「ブラジル音楽のワークショップ」、「ブラジルポピュラーミュージックへの旅」を、児童合唱団としては「ジュニアクワイア浜松」と「ライオネット児童合唱団」を、地域の多文化共生に関するコーディネーター役としては「浜松国際交流協会」を対象

とし、インタビュー調査、アンケート調査、参与観察を行った。その結果、浜松では「多文化共生」に関する団体等と「文化芸術」に関する団体等の事業における横のつながりが希薄であることがわかった。そのことが、日本人への広報が十分ではないことと、外国人市民の音楽活動に対し助成がされなかったとの原因とも考えられる。

第4章では、地域の日本人市民と外国人市民がつながる方法の参考例として、米国のミルウォーキー交響楽団による取り組みとドイツの社会文化センター「モッテ」の取り組みを挙げた。両事例とも学校と地域の団体等が連携して、文化活動によるマイノリティの支援、マジョリティに対し当該地域の民族多様性についての情報を提供、マジョリティとマイノリティが触れ合う機会や場所を提供しており、浜松にとって非常に参考になる例と考えられる。

日本においては、2012年に施行された「劇場法」に「地域に居住する外国人」との交流を図るよう明記された。このこともふまえ、浜松での多文化音楽教育の展開方法として次のように提案した。日本人児童生徒が社会科見学や学習発表会、または合唱団の活動等で市内の音楽ホールを持つ文化施設を利用する機会に、HICEがコーディネーターとなって、異文化の音楽を演奏できる外国人音楽団体が音楽ワークショップ等を実施することが、教員や学校の負担も少なく実現可能性が高いのではないかと考えた。

地域に音楽資源や外国文化のリソースがあったとしても、「多文化共生」と「音楽」等は高校・大学受験には関係が薄い分野であり、学校の予算や教員に時間的余裕や意識がよほど高くないとなかなか実施が難しい。しかし地域側が多文化音楽教育を実施できる人材と場所を提供し、学校教育と連携することで、「浜松らしい新たな文化の創造」ができるのではないかと考えた。

本研究では、外国人の文化芸術活動を経済面や広報面で支援する方法や、マジョリティ側の個人や団体に多文化共生への意識を考えるきっかけとなる仕組みについては言及できなかった。近い将来、音楽を通じて浜松の日本人市民と外国人市民が気軽に交流できるようになることを願う。

<謝辞>

本研究を進めるにあたって多くの方々にお世話になりました。学校教育関係では、浜松市教育委員会の職員の方々、高校教員の方にインタビュー調査でお世話になりました。

ワークショップ関係では、在浜松ブラジル総領事館総領事秘書の鍵山三加子氏、ウィラプルプロジェクトの中島ジミーヨシオ氏、大塚 RICO 千賀代氏、ナタナエル・アレンカール氏、浜松国際交流協会の松岡真理恵氏にインタビュー調査やアンケート調査でお世話になりました。また、発表会での参与観察の機会も頂きました。アンケート調査のポルトガル語翻訳は、筆者が学部時代に教育実習でお世話になったクラスの生徒でもあった、本学文化政策学部国際文化学科1年の宮城ユキミ氏にご協力いただきました。

諸先生方からは論文発表会等で様々なご指摘をいただきました。副指導教員として片山泰輔先生には、修士論文の構成や研究の進め方などを一から教えていただきました。普段のゼミの時間以外にも合宿や他大学との合同ゼミ、日本文化政策学会等で多くの発表機会を頂き、アートマネジメントや文化政策を初めて学んだ筆者にとって得るものが多く、非常に有意義な2年間となりました。

最後に主指導教員として池上重弘先生からは、多文化共生の専門家として非常に的確なご指摘を多数いただきました。また、同じく初めて多文化共生を学んだ筆者に、浜松市の多文化共生の現状や施策、関連団体、フォーラム等の情報について教えていただきました。ゼミや個人指導での討論も大変いい経験となりました。この場を借りて心より感謝申し上げます。

<注>

- 1 浜松国際交流協会 HICE ホームページ
<http://www.hi-hice.jp/index.php> (2012年11月5日閲覧)
- 2 「世界都市化ビジョン」は2001年策定。「浜松市世界都市化ビジョン」の体系
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/admin/policy/kokusai/visi-onindex.html> (2012年11月5日閲覧)、「新・浜松市世界都市化ビジョン(案)」『2008年1月30日 新浜松市世界都市化ビジョン有識者懇話会』資料 p19.
- 3 1981(昭和56)年、第2次浜松市総合計画新基本計画で「音楽のまちづくり」の推進を掲げた[山北 2011:113]
- 4 通称「やらフェス」という。市民手作りの音楽祭で、音楽の町・浜松を一層盛り上げる「音楽の浜松祭り」を目指し平成19年に第1回を立ち上げた。世界・全国から集まった音楽ジャンル、年齢、国籍、プロ・アマを問わない出演者が、浜松の中心部に設けられた屋内外の多数のステージで熱いライブを繰り広げ、飲食物販、ワークショップ等の楽しさも演出している。主催は市民有志の実行委員会であり、住民、行政、商店界、学校、団体、メディアなどから多くの理解と協力を得て、準備から開催まで年間を通じた活動をしている。
<http://www.yaramaika-mfes.com/> (2012年12月23日閲覧)
- 5 主催は浜松市、公益財団法人浜松市文化振興財団、静岡新聞社・静岡放送、ヤマハ株式会社、ヤマハ音楽振興会の5つである。浜松市が推進する音楽を中核にした都市づくりのテーマを具現化するイベントとして、1992年にスタートした。「まち中に音楽があり、音楽がまちをつくり出す」ことを目指し、世代を問わず楽しめる「ジャズ」をテーマに官民が一体となって企画運営するユニークな地域文化イベント。2012年は、2011年に引き続き「親子で楽しむジャズコンサート」や「ジャズと落語の絆な関係～佐藤允彦《じゃず高座》」といったジャズにより親しみをもてるイベントを実施し、浜松の音楽文化とジャズの発展のためにファン層の拡大を図っている。その他、全国の優秀な小・中・高校生ビッグバンドが演奏を通じて交流する「スチューデントジャズフェスティバル」、街角で気軽に楽しめる「ストリートジャズフェスティバル」、ホールにて多彩な一流アーティストの演奏を堪能できる「ヤマハジャズフェスティバル」など、ジャズの持つ多様性・大衆性・芸術性を表現する魅力あふれる内容となっている。<http://jp.yamaha.com/sp/events/hjw/about/> (2012年12月20日閲覧)
- 6 主催は、浜松市と浜松市文化振興財団。1991年に浜松市制80周年を記念して、楽器と音楽のまちとしての歴史と伝統を誇るにふさわしい国際的文化事業としてスタートし、以後3年毎に開催している。世界を目指している多くの若いピアニストに日頃の研鑽の成果を披露する場の提供と彼らの育成、世界の音楽文化の振興、国際交流の推進を目的としている。<http://www.hpic.jp/> (2012年12月20日閲覧)
- 7 通称「バンケン♪」。浜松の楽器生産の主力である「鍵盤楽器」に焦点を当て、様々なキーボード音楽のための演奏会を2日間で約40公演を行った。公演だけではなく、様々な鍵盤楽器の開発者・研究者・演奏者に協力を得てシンポジウム・講演を多数開催した。筆者もこのイベントにスタッフとして参加した。
<http://ban-ken.jp/about.php?p=info> (2012年12月20日閲覧)
- 8 「音楽の都」という表現は、2009年に改定された「浜松市文化振興ビジョン」の中で使われ始めた[山北 2011:92]。
- 9 合唱は広義には集団による歌唱の形をいうが、狭義にはいくつかの声部に分かれて歌う形、特にその各声部が複数の歌い手で歌われる形をさす[皆川 2007:426]。
- 10 生活に必要な情報をまとめた冊子等のこと。
- 11 「多文化教育」は学術用語として論文等で用いられることが多い。本論文では、地域全体で行う多文化教育の理念を持った実践的な教育を「多文化共生教育」として用いることとする。
- 12 降矢は自由民権運動と述べているが、アメリカでいうところの公民権運動のことだと考えられる。

- 13 1967年7月23日から8月2日まで、マサチューセッツ州のタングルウッドで開催された音楽教育の学術会議[小川 2006:411]。
- 14 音楽教育者以外にも、テレビ番組のディレクター、オペラの芸術監督、芸術学校の主宰者、大会社の幹部、自動車会社の労働組合の役員までが参加していた[小川 2006:421]。
- 15 今日の日本では特にニューカマーの子どもたちの学校への不適応などが問題視されているため、本来は米国における新移民であるヒスパニックについて記述されているものを参考にすべきであると考えたが、「米国の音楽教育においては、ヒスパニックや南米からの移民の子どもたちを対象としたカリキュラム開発の必要性を主張した文献は存在していない」[磯田 2001b:63]ことから、アフリカ系アメリカ人の事例を取り上げた。
- 16 岐阜県美濃加茂市立古井小学校。「異文化を理解することを通して共に生きていく力を育てる国際理解教育」『古井小学校研究紀要』。発行年度は定かではないが、直接担当教諭にお会いし、2012年1月に資料を頂いた。
- 17 担当教諭によると、この取り組みは文部科学省からの予算をもらえたため実現したが、予算がカットされた現在は継続していないという。
- 18 例えば4年生は、「日本とブラジルの音楽や踊りについて、比較したりその特徴を考えたりする」という内容である。
- 19 古井小の児童はブラジリアン・スクールの友達、ブラジルの店、地元企業の方など、国際交流や国愛理解教育にかかわる人達と直接的ふれあいを通じて、他国や自国の文化を学び、共生について考え、ふれあい先生(保護者)に継続的に授業に入ってもらい、音楽や踊りを体験する活動などを行った。毎週金曜日の10分間の朝活動では、「アミーゴタイム」を設定し、外国人児童が母語(全学級ポルトガル語で、英語が母語の児童が在籍するところは英語も)を全校児童に向けて発信。各クラスで外国人児童がその日練習する言葉のカードを持ってみんなの前に立ち、「ボンジア」のあいさつで活動を開始する。また、「BOM DIA」(ボンジア)をみんなで歌い、外国人の児童の言葉を紹介、高学年には担任が文法を確認するといったことにも取り組んでいた。参観日には、外国籍児童が学級の中で位置づいて活躍する姿、外国人児童に対する理解を深める機会の提供がされ、外国人児童が自信をもって発信できる機会を設けていた。
- 20 各家庭、小学校PTA、外国籍児童保護者会、ふれあい先生(保護者)で構成されている。
- 21 静岡市が地域の人材活用としてインストラクターを学校に派遣。
- 22 地域学習から外国とのつながりを見つけ、市立小学校音楽発表会で外国語の歌を多くの人の前で発表した。
- 23 地元住民グループによるボランティア団体で、地元の音楽家や画家、教師ら20名で構成されている。
- 24 公益財団法人大泉町スポーツ文化振興事業団が運営。
- 25 ミーティングポイントドゥープラス代表者の長ヶ部氏が、スポーツ文化振興事業団の理事に就任、ホールとの連携が円滑に進むようになった。
- 26 学校教育課の主催で2カ月に1回、学校と社会教育施設との連絡会議を開いている。
- 27 キッズ・ミックスの団員募集も学校から呼びかけた。
- 28 調査にご協力頂いた先生から「市内高校の教員」にして頂きたいと依頼されたため、このような表記にした。
- 29 後援は浜松市とHICE。
- 30 1回目は2012年4月22日、2回目は7月1日、3回目は9月9日、4回目は11月25日で、いずれも日曜日の午後に開催された。
- 31 静岡新聞 2012年4月23日付。
- 32 在浜松ブラジル総領事館ホームページ
<http://www.consbrashamamatsu.jp/japanese/ryoujikan/oshirase/273-iiiev-officina-de-musica-jp.html> (2012年12月3日閲覧)
- 33 浜松市中区砂山町。創立者はブラジル国立音楽大学を卒業したナタナエル・アレンカル氏。
- 34 両年とも主催は在浜松ブラジル総領事館及びHICE。協賛はブラジル銀行(2011年・2012年)、カインシャブラジル連邦貯蓄銀行(2011

- 年・2012年)、ツニプラトラベル株式会社(2011年・2012年)、株式会社ブラジリアン・インターナショナル(2011年)、SUZAN(2012年)、プラステル(2012年)。後援は日伯交流協会(2011年)、メモリアル音楽学校(2011年)、ライオンズクラブ国際協会(2011年)。2012年度は筆者もブラジル人市民と日本人市民による合唱団「コーラス宇宙のメロディア」の一員として参加。日本語で「明日という日」を、ポルトガル語で「Uirapuru(ウイラブル)」を合唱した。
- ³⁵ 浜松市シティプロモーション情報WEBサイト http://hamamatsu-genki.jp/modules/hmamatsu_jiman/content0004.html (2012年12月3日閲覧) 小学校3年生から高校2年生の約100名が在団。
- ³⁶ 公益財団法人浜松市文化振興財団HP(ジュニアオーケストラ浜松・ジュニアクワイア浜松概要) <http://www.hcf.or.jp/bunka/joic/summary/> (2012年12月3日閲覧)
- ³⁷ 浅野武氏。この他に静岡県合唱連盟副会長、浜松合唱連盟副会長、浜松学院大学名誉教授なども務めている。
- ³⁸ 幼稚園年長から高校3年生まで約45名が在団。
- ³⁹ 主に指導しているのは団長の初村則子氏。浜松市合唱連盟副理事長。その他運営には、特別顧問、理事長、副団長、ピアニスト、教育指導担当者、事務局担当者があっている。
- ⁴⁰ 参加者にポルトガル語で一言自己紹介し、アンケート調査の旨を伝え、参加者全員にアンケート配布、その場で回収。在浜松ブラジル総領事館秘書の方から許可を頂き、実施できた。
- ⁴¹ 途中、ナタナエル氏やウイラブルプロジェクトに参加する生徒たちの演奏が入った。
- ⁴² 秘書の方には2012年9月9日、理事の方には9月29日にそれぞれインタビューした。
- ⁴³ ジュニアクワイア浜松の音楽監督の方には2012年10月27日、ライオンネット児童合唱団の団長の方へは10月29日にそれぞれインタビューした。
- ⁴⁴ アメリカ合衆国ウィスコンシン州にある交響楽団。
- ⁴⁵ 2010年現在のミルウォーキー市の人種別割合は、白人が44.8%、黒人が40.0%、ヒスパニックが17.3%である。2011年現在のウィスコンシン州の人種別割合は白人が88.4%、黒人が6.5%、ヒスパニックが6.1%である。Bureau of the Census(アメリカ合衆国国勢調査局)ホームページ「State & Country QuickFacts」ミルウォーキー市 <http://quickfacts.census.gov/qfd/states/55/5553000.html> (2012年12月18日閲覧) ウィスコンシン州 <http://quickfacts.census.gov/qfd/states/55/55079.html> (2012年12月14日閲覧)
- ⁴⁶ ミルウォーキー交響楽団ホームページ「Mission & History of the MSO」 http://www.mso.org/about_mso/mission_history (2012年12月18日閲覧)
- ⁴⁷ 高校コンサートプログラムでは、米国の歴史や文学、政治などと音楽を関連付けた多分野にまたがるアプローチを特徴としている。
- ⁴⁸ 今シーズンは7,500人以上の学生と600名の教師がACEに参加している。ミルウォーキー交響楽団ホームページ http://www.mso.org/about_mso/mission_history (2012年12月18日閲覧)
- ⁴⁹ 主にはヒスパニック系アメリカ人、ネイティブアメリカン、アフリカ系アメリカ人である。
- ⁵⁰ リサイクル、社交イベント、小規模アンサンブルや観客などを通じて参加できる。
- ⁵¹ 社会文化センターという呼び名は、社会文化活動の拠点施設の総称であり、「地域文化センター」、「コミュニケーション・センター」、「文化の店」などと呼ばれることもある。
- ⁵² ハンブルクの住民の70%は外国にルーツがある。これはハンザ同盟の都市の中で最も高い。「Die Welt」(ディ・ヴェルト) ドイツの一般的な日刊新聞。2010年8月11日付。 http://www.welt.de/welt_print/regionales/hamburg/article893759

[4/Bis-zu-70-Prozent-Auslaenderanteil-in-Hamburgs-Stadtteilen.html](#) (2012年12月24日閲覧)

- ⁵³ 19世紀後半の産業拡大期に工場を改修し再利用した施設である。
- ⁵⁴ 藤野は、多文化都市であるハンブルクの実態は日本社会の多文化主義化にとって貴重な先行事例である[藤野 2003:95]と述べている。
- ⁵⁵ 「モットーと地域でのイベント」 <http://www.diemotte.de/jp/program> (2012年12月10日閲覧)
- ⁵⁶ 社会との接点を欠いた学校教育の内部だけでは、生徒が自らの能力を発見し開発するには不十分であるという考えから。
- ⁵⁷ 多文化共生についての理解を深め、交流の機会とすることを目指す取り組み。
- ⁵⁸ 地方公共団体等によって設置された「舞台と客席を持つ施設」は、地方自治法第244条における「公の施設」として設置されている。博物館や図書館では、学芸員や司書といった専門職員を配置するよう法律で規定されているが、「舞台と客席を持つ施設」ではそのような法律が存在しなかった。そのため、これらの施設の根拠となる法律を制定し、劇場・音楽堂等が地域の文化芸術活動の拠点となるよう、文化芸術の創造・交流・発信機能の充実をはかることを掲げた。
- ⁵⁹ 2012年11月22日から12月21日まで、指針案に関する意見募集を実施した。
- ⁶⁰ 「①その設置又は運営する劇場、音楽堂等の所在する地域に居住する外国人、訪日外国人旅行者等との交流を図る取組を行うこと」と明記されている。
- ⁶¹ 「舞台と客席を持つ施設」が創意と知見をもった「人的体制」を備えた「劇場、音楽堂等」となっていくため、国及び地方公共団体はこれらの人材の養成や確保に努めなければならないと規定がなされた[片山 2012:19]。
- ⁶² 可児市は2012年11月現在で人口の5.6%が外国人であり、特に日系ブラジル人が多く住むことで知られている。2002年開館。
- ⁶³ これは舞台づくりを通じて市民が異なる文化や価値観を学び、多文化共生につなげるという試みである[可児市文化芸術振興財団 2011:66]。
- ⁶⁴ 2012年12月9日に青山学院大学総研ビルで開催された「国際シンポジウム 多文化社会の課題と挑戦 インターカルチャリズムの可能性」配布資料より。同プロジェクトで製作された演劇は毎年「アール祭」で上演されており、2010年には9か国38人が参加して舞台を作った。当日は親子連れら4000人が「アール祭」に参加した[可児市文化芸術振興財団 2011:72]。
- ⁶⁵ 2012年12月9日に青山学院大学総研ビルで開催された「国際シンポジウム 多文化社会の課題と挑戦 インターカルチャリズムの可能性」配布資料。
- ⁶⁶ ここでは短期的な展望を述べたが、中長期的な展望としては、公立文化施設の自主事業の中に「多文化共生枠」の予算が確保され、地域の日本人市民と外国人市民が交流するイベントが継続的に組み込まれるようになることが望ましい。

<引用文献>

- 愛知県。2008。『あいち多文化共生推進プラン』愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室。
- 居城勝彦。2010。「国際理解教育の視点を生かした中学校音楽科の取り組み」『東京学芸大学附属中学校研究紀要』37:119-126。
- 磯田三津子。1999。「北アメリカにおける多文化音楽教育概念の分析的検討」『学校教育学研究論集』2:51-60, 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科。
- 磯田三津子。2000。「MENC(全米音楽教育者会議)の音楽カリキュラムにみる多文化主義—『学校音楽プログラム』の分析を通して—」

- 『国際理解教育』6: 20-37.
- 磯田三津子. 2001a. 「アメリカの多文化音楽教育の成立過程における『マイノリティに関する委員会』の意義—1970年代初頭における全米音楽教育者会議の取り組みを中心に—」『音楽教育学』30(4): 15-24.
- 磯田三津子. 2001b. 「文化収奪児の音楽学習におけるポピュラー音楽の役割—1970年代初頭のアメリカの音楽教育における取り組みをめぐって—」『教育方法学研究』27: 61-69.
- 磯田三津子. 2002. 「アメリカの多文化音楽教育における文化理解の思想—1984年のウェスリアン・シンポジウムの内容の検討を通して—」『音楽教育学研究論集』4:16-23, 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科芸術系教育講座音楽教育学研究室.
- 磯田三津子. 2010. 『音楽教育と多文化主義—アメリカ合衆国における多文化音楽教育の成立—』三学出版有限公司.
- 稲垣恭子. 2003. 「5. 学校教育への参加」岩永雅也・稲垣恭子『教育社会学』. 財団法人放送大学教育振興会, 63-74.
- 岩口摂子・横山由美子. 2010. 「保育者養成における音楽教育の基礎研究4—異文化間における音楽的感性の違いと異文化の音楽教育への応用—」『相愛大学人間発達学研究』:17-26.
- 榎井緑. 2009. 「地域における多文化教育実践に関する一考察—小学校外国語体験活動事業の可能性—」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』61: 331-332.
- 岡部裕美・鈴木香代子. 2010. 「学校と演奏家の連携による音楽教育の可能性—継続的なアウトリーチ活動の事例を追って—」『千葉大学教育学部研究紀要』58: 109-120.
- 小川昌文. 2006. 「タングルウッド・シンポジウム考その1—あるいはアメリカ音楽教育の一座標—」『上越教育大学研究紀要』25(2): 411-426.
- 奥忍. 1995. 「多文化教育として日本音楽学習—外国の子どもたちのために—」『和歌山大学教育学部紀要』45: 71-81.
- 奥忍. 1997. 「多文化化する日本における世界音楽の指導=学習」『和歌山大学教育学部紀要』47: 45-62.
- 片山泰輔. 2012. 「『劇場・音楽堂等の活性化に関する法律』制定の意義と課題」『アートマネジメント研究』13: 16-28.
- 加野芳正. 1999. 「義務教育と教育社会学の課題」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』51: 301-302.
- 川村恭子. 2008. 「MEJの特集記事(1983, No.9)にみられる米国の多文化音楽教育の概念」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』54: 561-566.
- 川村恭子. 2009a. 「1983年から1994年までの米国における多文化音楽教育の展開—MEJおよび全米芸術教育標準を中心に—」音楽教育史学会編『音楽教育史研究』12: 47-58.
- 川村恭子. 2009b. 「米国における多文化音楽教育の実践に関する一考察—Silver Burdett Making Music (2008) —を中心に—」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』55(2): 603-608.
- 川村恭子. 2010a. 「米国における多文化音楽教育に関する研究—「多文化の音楽に関する全米シンポジウム」(2006,2008)を中心に—」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部, 文化教育開発関連領域 59: 399-408.
- 川村恭子. 2010b. 「米国における多文化音楽教育の実践に関する研究—World of Music (1988)を中心として—」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』56(2): 562-567.
- 神原雅之. 2007. 『アクション&ビートでつくる音楽鑑賞の授業』明治図書出版.
- 岐阜県. 2007. 『岐阜県多文化共生推進基本方針』.
- 金命貞. 2011. 「公的社会教育における多文化・多民族実践の変化と課題」『月刊社会教育』55(2): 19-26.
- 久保田葉子. 2009. 「子供のための学校訪問コンサート—音楽を届けること、音楽を通して伝えること—」『尚美学園大学芸術情報研究』16: 43-54.
- 畔柳千尋. 2006. 「東西ドイツ統一後の旧東ドイツにおける『社会文化』活動—ザクセン州の事例を中心に—」『アートマネジメント研究』7: 42-52.
- 群馬県. 2012. 『群馬県多文化共生推進指針(改定案)』.
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団. 2011. 『財団法人可児市文化芸術振興財団アニュアルレポート2010』
- 佐久間孝正. 2010. 「人の移動にみる日本のグローバリゼーションの特徴と多文化教育の可能性」『応用社会学研究』52: 145-154.
- 佐藤郡衛. 2010. 『異文化間教育—文化間移動と子どもの教育—』明石書店.
- 滋賀県. 2010. 『滋賀県多文化共生推進プラン』.
- 静岡市教育センター. 2005. 『研究紀要第1号 国際理解教育プログラム研究』.
- 清水裕之. 2003. 「日本における公立文化施設の現状と課題」『文化経済学』3(3):41-50.
- 鈴木晶子. 2011. 「第1章 教育文化とは」鈴木晶子『教育文化論特論』放送大学教育振興会, 11-25.
- 鈴木良子・結城恵・勝部太. 2009. 「ペルー人学校における学齢期の子どもへの日本語指導に関する一考察—音楽的な活動を通じて—」『群

- 馬大学教育実践研究 別冊』26 : 297-303.
- 総務省. 2006. 『多文化共生の推進に関する研究会報告書』
- 曾田修司. 2005. 「公立文化施設の新たな役割—公立劇場・ホールに専門家が関わることの意味について—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』3:51-62.
- ソニア・ニエト. 2009. 『アメリカ多文化教育の理論と実践』フォンス智江子・高藤三千代訳, 明石書店.
- 高久新吾・宮本賢二郎. 2009. 「異文化共生のための音楽教育—浜松に於ける日系ブラジル人の事例からの考察—」『浜松学院大学論集』5 : 27-49.
- 高橋雅子. 2010. 「音楽科教育における言語活動に関する研究—「コミュニケーションや感性・情緒の基盤」の観点から—」『山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』30:21-32.
- 高橋雅子. 2011. 「合唱における言語活動に関する研究—コンクール審査員の講評を手がかりに—」『山口大学教育学部研究論叢 (第3部)』60 : 191-204.
- 玉井康之. 2010. 「学校・家庭・地域の連携における社会教育の役割」『月刊社会教育』54(3) : 13-20.
- 土井広一. 2005. 「多文化音楽教育をめぐる日本の現状と教師の認識」『国際教育評論』2 : 59-75.
- 中川幾郎. 2009. 「7章文化施設のマネジメント 3. 公立文化ホールのマネジメント」小林真理・片山泰輔監修『アーツ・マネジメント概論』水曜社, 307-316.
- 夏秋英房. 2008. 「国際化と地域社会—多文化共生と教育—」岡崎友典・高島秀樹・夏秋英房『地域教育の創造と展開—地域教育社会学—』放送大学教育振興会, 176-199.
- 浜松国際交流協会. 2009. 『考えよう！ともに生きる浜松の未来～はままつ多文化共生教材～』
- 浜松市教育委員会. 2011. 『第二次浜松市教育総合計画はままつの人づくり』
- 浜松市教育委員会. 2012a. 『平成23年度 国際理解教育研究実践報告』
- 浜松市教育委員会. 2012b. 『平成24年度第1回 国際理解教育推進協議会』
- 浜松市多文化共生都市ビジョン(案)
http://goiken.city.hamamatsu.shizuoka.jp/press/data/00001435_2.pdf#search=%E6%B5%9C%E6%9D%BE%E5%B8%82%E5%A4%9A%E6%96%87%E5%8C%96%E5%85%B1%E7%94%9F%E9%83%BD%E5%B8%82%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%A7%E3%83%B3
- 林睦. 2002. 「学校教育における音楽家活用の調査研究」『文化経済学』3(1) : 85-90.
- 藤野一夫. 2003. 「ハンブルクの文化環境からみた『文化エコロジー』の可能性」『文化経済学』3(4) : 95-101.
- 藤野一夫. 2005. 「第7章 新しい市民社会への仕掛けづくり ドイツの社会文化センターを事例に」後藤和子・福原義春編『市民活動論—持続可能で創造的な社会に向けて—』有斐閣, 181-218.
- 降矢美彌子. 2007. 「4. 国内トピックス『多文化音楽教育シンポジウム in 東京・心の教育としての多文化音楽教育』報告」『日本音楽教育学会ニューズレター』28 : 1-20.
- 榎田祐子・小川容子・小枝達也. 2010. 「多様な音楽文化を取り入れたカリキュラムによる児童の音楽観の変容—3年間のアンケート調査に基づく実践報告—」鳥取大学編『地域学論集』6(3) : 311-323.
- 松岡真理恵. 2011. 「『協働の場』を通して形成される専門性—外国人集住地区でのコーディネート実践から—」東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター『シリーズ多言語・多文化協働実践研究』14 : 54-67.
- 皆川達夫. 2007. 「がっしょう 合唱 chorus」平凡社『世界大百科事典』5 : 426-427.
- 森茂岳雄. 2011. 「第2章 多文化共生をめざすカリキュラム開発と実践」馬淵仁編著『「多文化共生」は可能か - 教育における挑戦 -』勁草書房, 22-42.
- 文部科学省. 2008a. 『小学校学習指導要領解説 音楽編』教育芸術社.
- 文部科学省. 2008b. 『中学校学習指導要領解説 音楽編』教育芸術社.
- 文部科学省. 2009. 『高等学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編』海文堂出版.
- 山北一司. 2011. 『浜松市の合併と文化政策 - 地域文化の継承と創造 -』水曜社.
- 結城恵. 2011. 「日本における多文化共生教育の研究動向と実態」『音楽教育学』41(1) : 38-44.
- Banks, J.A. 2008. *An Introduction to Multicultural Education 4th edition*, Allyn and Bancon, pp1-3.
- Myers, David E. & Cynthia Thomas. 1996. MILWAUKEE SYMPHONY ORCHESTRA, *Beyond Tradition -Partnerships Among Orchestras, Schools and Communities-*, Georgia State University School of Music : pp.37-45.

資料1

第2回ブラジル音楽のワークショップ 参加者アンケート

アンケートへのご協力をお願いします。

※お子様など、回答がむずかしい場合はご家族の方が代わりにお答えくださっても結構です。

あてはまるものに「○」をつけてください。

1. あなた自身についておたずねします。

1. 小学校入学前 2. 小学校低学年（1～3年生） 3. 小学校高学年（4～6年生）
4. 中学生 5. 高校生 6. 大学生・専門学校生等 7. 保護者（子どもの付き添いなど）
8. 学校教員 9. その他（ ）

2. どこにお住まいですか？

- 浜松市（1. 中区 2. 東区 3. 西区 4. 南区 5. 北区 6. 浜北区 7. 天竜区）
浜松市以外（8. 静岡県内 9. 静岡県外）

3. 何回目の参加ですか？

1. はじめて 2. 2回目

4. 今日のワークショップをどのようにして知りましたか？（複数回答可）

1. 学校の先生から 2. 家族・友達から 3. 在浜松ブラジル総領事館のホームページ
4. 浜松国際交流協会 5. チラシ（入手場所： ） 6. 公民館だより
7. その他（ ）

5. このワークショップに参加した理由は何ですか？（複数回答可）

1. ブラジル音楽に関心があった 2. 異文化交流に興味があった 3. チラシを見て興味がわいた
4. 身近にブラジル人の友達がいる 5. 友人から誘われた 6. 子どもが行きたいと言った
7. 家から近かった 8. 参加費が無料 9. その他（ ）

6. このようなブラジル音楽のワークショップがあれば、また参加したいですか？

1. はい（理由： ）
2. いいえ（理由： ）

7. <小中高校生の方へ>

このようなブラジル音楽のワークショップを学校でもやってほしいですか？

1. はい（理由： ）
2. いいえ（理由： ）

<学校教員の方へ>

このようなブラジル音楽のワークショップを学校でもやってほしいですか？

1. はい（理由： ）
2. いいえ（理由： ）

8. その他、感想・ご意見・ご要望などをお聞かせください。

